



2026年3月31日

各 位

会社名 太陽ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 齋藤 齊
(コード:4626 東京証券取引所 プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 CFO 富岡 さやか
(TEL 03-5953-5200 (代表))

KJ005 株式会社による当社株式に対する 公開買付けの開始予定に関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、以下のとおり、KJ005 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、公開買付者によれば、本公開買付けについては、(i)国内外（日本、中国、台湾、ドイツ、韓国、スペイン、イスラエル、チュニジア及びベトナムにおける事前手続（並びにインドネシアにおける事後手続）が必要になると考えているとのことです。）の競争法及び(ii)国内外（日本及び米国における事前手続が必要になると考えているとのことです。）の投資規制法令に基づき必要な許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続に係るクリアランス（インドネシアにおける競争法上の事後手続を除き、以下、総称して「本クリアランス」といいます。）の取得が必要とのことです。本日現在手続が完了しておらず、本クリアランスの取得に係る手続に一定期間を要することが見込まれることから、本クリアランスの取得が完了していること等の条件（注1）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに開始することを予定しているとのことです。

本日現在、公開買付者は、本クリアランスに係る手続に関する現地法律事務所との協議も踏まえ、2026年10月上旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことです。本クリアランスに係る手続を所管する国内外の当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせするとのことです。また、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせするとのことです。なお、公開買付者は、2026年3月18日付で、日本における外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりますが、その他の本クリアランスに係る手続については届出に向けた準備を進めており、準備が整い次第速やかに届出を行う予定とのことです。なお、公開買付者として、本クリアランスの取得及び本公開買付けの開始に先立ち、公開買付者が本日付で公表した「太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「公開買付者プ

レスリリース」といいます。)により本公開買付けの開始予定について公表したのは、中国、ドイツ、スペイン及びイスラエルにおける競争法に係るクリアランスを取得した場合、中国のクリアランスに係る手続を所管する国家市場監督管理総局、ドイツのクリアランスに係る手続を所管する連邦カルテル庁、スペインのクリアランスに係る手続を所管する全国競争委員会、及びイスラエルのクリアランスに係る手続を所管する取引制限庁により公開買付け者による当社株式の取得について公表される可能性があることから、公開買付け者による本公開買付けに関する公表前に国家市場監督管理総局、連邦カルテル庁、全国競争委員会及び取引制限庁による公表が行われることを回避するためとのことです。

このため、当社は、上記の当社取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社が本公開買付けに関連して設置した本特別委員会（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(i) 設置等の経緯」において定義します。以下同じです。)に対して、本特別委員会が本日付で当社取締役会に対して提出した答申書（以下「2026年3月31日付答申書」といいます。）の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる本特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

なお、上記取締役会決議は、公開買付け者が本公開買付けを含む本取引（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）を経て、当社株式を非公開化することを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

(注1) 公開買付け者によれば、公開買付け開始後は、法定の撤回事由に該当しない限り公開買付けの撤回をすることができず、また、当該撤回事由に該当する事項について公開買付け開始前に充足を確認しないまま公開買付けを開始した場合には公開買付けの成立が不安定となるおそれがあることを踏まえ、公開買付け者として本公開買付けを開始するにあたり必要と考える事項を本公開買付け開始の前提条件として設定しており、具体的には、(i) 本 Oasis 応募契約（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）に定める本公開買付け開始の前提条件（注2）（以下「本前提条件（本 Oasis 応募契約）」といいます。）、(ii) 本 D I C 基本契約（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）に定める本公開買付け開始の前提条件（注5）（以下「本前提条件（本 D I C 基本契約）」といいます。）、(iii) 本光和基本契約（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）に定める本公開買付け開始の前提条件（注8）（以下「本前提条件（本光和基本契約）」といいます。）、並びに (iv) 公開買付け者が本日付で当社との間で締結した合意書（以下「本合意書」といいます。）に基づき当社が本公開買付けの開始までに履行又は遵守すべき義務（注11）が、全ての重要な点において履行又は遵守されていること、及び本合意書に定める当社による表明及び保証（注11）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること（以下、(i) 乃至 (iv) の各前提条件を総称して「本前提条件」といいます。）のいずれもが充足された場合又は公開買付け者により放棄された場合に、速やかに本公開買付けを開始することを予定しているとのことです。

(注2) 本前提条件（本 Oasis 応募契約）の内容は、以下のとおりとのことです。

① 本特別委員会において、当社取締役会が本取引に賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内

容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと。

- ② 当社取締役会により、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本取引に賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと。
- ③ (i) 本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属しておらず、また、(ii) 本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、(i) 又は(ii) のおそれがないこと。
- ④ 本 Oasis 応募契約に基づき Oasis (下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。) が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務(注3) が全て重要な点において履行又は遵守されていること。
- ⑤ Oasis による表明及び保証(注4) が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること。
- ⑥ 当社から、当社に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。以下同じです。) で当社が公表(法第166条第4項に定める意味を有します。) していないものが存在しない旨の確認が得られていること。
- ⑦ 本 Oasis 応募契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続について、クリアランスの取得(本クリアランスの取得を含みます。) が完了していること(ただし、事後届出となるインドネシアにおける競争法上のクリアランスの取得を除きます。)
- ⑧ 本合意書が、適法かつ有効に締結されており、変更されておらず、かつ存続していること。
- ⑨ 本合意書に基づき当社が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、全ての重要な点において履行又は遵守されていること(当社による本合意書における表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であることを含みます。)
- ⑩ 当社において剰余金の配当又は自己株式の取得を行うことが決定されていないこと。
- ⑪ 本 D I C 基本契約及び本光和基本契約が、適法かつ有効に締結されており、変更されておらず、かつ存続していること。
- ⑫ 本 D I C 基本契約及び本光和基本契約に規定される本公開買付け開始の前提条件が、いずれも充足され又は公開買付者により放棄されていること。

(注3) 本 Oasis 応募契約に基づく Oasis の義務の内容については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本 Oasis 応募契約」をご参照ください。

(注4) 本 Oasis 応募契約に基づく Oasis による表明及び保証の内容については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本 Oasis 応募契約」をご参照ください。

(注5) 本前提条件(本 D I C 基本契約)の内容は、以下のとおりとのことです。

- ① 本特別委員会において、当社取締役会が本取引に賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと。
- ② 当社取締役会により、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本取引に賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、当該決議が法令等に従って公表されており、かつ、当該意見表明が変更又は撤回されていないこと。
- ③ (i) 本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属しておらず、また、(ii) 本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、(i) 又は(ii) の具体的なおそれがないこと。
- ④ 本 D I C 基本契約に基づき D I C (下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。) が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務(注6) が全て重要な点において履行又は遵守されていること。
- ⑤ D I C による表明及び保証(注7) が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること。

- ⑥ 当社から、当社に係る業務等に関する重要事実で当社が公表（法第 166 条第 4 項に定める意味を有します。）していないものが存在しない旨の確認が得られていること。
- ⑦ 本 D I C 基本契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続について、クリアランスの取得（本クリアランスの取得を含みます。）が完了していること（ただし、事後届出となるインドネシアにおける競争法上のクリアランスの取得を除きます。）。
- ⑧ 本合意書が、適法かつ有効に締結されており、公開買付者の意思に反して変更されておらず、かつ公開買付者の意思に反して終了していないこと。
- ⑨ 本合意書に基づき当社が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、全ての重要な点において履行又は遵守されていること（当社による本合意書における表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であることを含みます。）。
- ⑩ 当社において剰余金の配当又は自己株式の取得を行うことが決定されていないこと。
- ⑪ 本光和基本契約及び本 Oasis 応募契約が、適法かつ有効に締結されており、公開買付者の意思に反して変更されておらず、かつ公開買付者の意思に反して終了していないこと。
- ⑫ 本光和基本契約及び本 Oasis 応募契約に規定される本公開買付け開始の前提条件が、いずれも充足され又は公開買付者により放棄されていること。

(注 6) 本 D I C 基本契約に基づく D I C の義務の内容については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(3) 本 D I C 基本契約」をご参照ください。

(注 7) 本 D I C 基本契約に基づく D I C による表明及び保証の内容については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(3) 本 D I C 基本契約」をご参照ください。

(注 8) 本前提条件（本光和基本契約）の内容は、以下のとおりとのことです。

- ① 本特別委員会において、当社取締役会が本取引に賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと。
- ② 当社取締役会により、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本取引に賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと。
- ③ (i) 本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属しておらず、また、(ii) 本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、(i) 又は (ii) のおそれがないこと。
- ④ 本光和基本契約に基づき光和（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務（注 9）が全て重要な点において履行又は遵守されていること。
- ⑤ 光和による表明及び保証（注 10）が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること。
- ⑥ 当社から、当社に係る業務等に関する重要事実で当社が公表（法第 166 条第 4 項に定める意味を有します。）していないものが存在しない旨の確認が得られていること。
- ⑦ 本光和基本契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続について、クリアランスの取得（本クリアランスの取得を含みます。）が完了していること（ただし、事後届出となるインドネシアにおける競争法上のクリアランスの取得を除きます。）。
- ⑧ 本合意書が、適法かつ有効に締結されており、変更されておらず、かつ存続していること。
- ⑨ 本合意書に基づき当社が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、全ての重要な点において履行又は遵守されていること（当社による本合意書における表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であることを含みます。）。
- ⑩ 当社において剰余金の配当又は自己株式の取得を行うことが決定されていないこと。
- ⑪ 本 D I C 基本契約及び本 Oasis 応募契約が、適法かつ有効に締結されており、変更されておらず、かつ存続していること。

⑫ 本D I C基本契約及び本 Oasis 応募契約に規定される本公開買付け開始の前提条件が、いずれも充足され又は公開買付者により放棄されていること。

(注9) 本光和基本契約に基づく光和の義務の内容については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(4) 本光和基本契約」をご参照ください。

(注10) 本光和基本契約に基づく光和による表明及び保証の内容については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(4) 本光和基本契約」をご参照ください。

(注11) 本合意書に基づく当社の義務並びに当社による表明及び保証の内容については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本合意書」をご参照ください。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	KJ005 株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 スコット・カーナス
(4) 事 業 内 容	商業・商業に付随関連する一切の事業
(5) 資 本 金	10,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2026年2月12日
(7) 大株主及び持株比率	KJ005HD 株式会社 100.00%
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、4,750円(注)

(注) 本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)は、当社が本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得を行わないことを前提としているとのことです。当社の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日までに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合、又は上記配当を行う旨の議案を当社の株主総会に付議することを決定した場合には、当該配当における1株当たりの配当額を上記金額から控除する可能性があるとのことです。また、当社の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日までに、本公開買付けに係る決済の開始日前を取得日とする自己株式の取得を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を当社の株主総会に付議することを決定した場合には、当該自己株式の取得の対価の総額を当社の発行済株式総数(当社が所有する自己株式数を除きます。)で除した金額を上記金額から控除する可能性があるとのことです。なお、上記の事由に基づいて本公開買付け価格の修正を行う必要がある場合、公開買付者は、本公開買付けの開始時点までに当該修正を行うとのことです。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては当

社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、上記のとおり、本公開買付けについては、本前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに開始することを予定しているとのことです。本日現在、公開買付者は、2026年10月上旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことです。本クリアランスに係る手続を所管する国内外の当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせするとのことです。

このため、当社は、上記の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けが開始される前に、本特別委員会に対して、2026年3月31日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる本特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由の記載のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じ当社株式を取得及び所有し、本公開買付け成立後に、当社の事業活動を支配及び管理することを主たる事業として2026年2月12日に設立された株式会社であり、本日現在、その発行済株式の全てを2026年2月12日に設立された株式会社であるKJ005HD株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）が所有しているとのことです。また、本日現在、米国デラウェア州設立の投資顧問会社であるKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.（関係会社及び関連ファンドを含め、以下「KKR」といいます。）によって間接的に運営されている、カナダ国オンタリオ州法に基づき2026年1月30日に設立されたリミテッド・パートナーシップであるKJ005 Investment L.P.（以下「KKRファンド」といいます。）が、公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有しているとのことです。なお、公開買付者、公開買付者親会社、KKR及びKKRファンドは、本日現在、当社株式を所有していないとのことです。

KKRは、1976年に設立された、プライベート・エクイティ投資を含み全世界で約7,440億ドル（2025年12月末時点）の運用資産を持つ国際的投資会社であり、ニューヨーク証券取引所に株式を上場しているとのことです。KKRは、経営陣とのパートナーシップに基づく長期的な企業価値向上の視点での投資を志向する投資哲学を掲げており、優れた事業基盤及び潜在力を持つ企業・経営陣のパートナーとして、KKRの持つ様々な経営資源、知見及びネットワークの活用による業界のリーディング・カンパニーの創造を目指しているとのことです。

KKRは、2006年の東京オフィス開設以降、日本市場における投資活動を積極的に拡大しており、日本国内の商慣行を熟知し、様々なバックグラウンドを有する社員により運営されているとのことです。特に、公開買付けに関しては、2025年に公表した株式会社トプコン（買付総額：3,482億円）、株式会社フォーラムエンジニアリング（買付総額：573億円）を始めとして、2024年に公表した、本邦ITサービス領域における過去最大のM&Aである富士ソフト株式会社（買付総額：6,015億円）、2022年における国内最大規模のM&A案件であった株式会社日立物流（現ロジスティード株式会社）（買付総額：4,492億円）、2017年にはカルソニックカンセイ株式会社（現マレリ株式会社）（買付総額：3,455億円）、日立工機株式会社（現工機ホールディングス株式会社）（買付総額：882億円）及び株式会社日立国際電気（現株式会社KOKUSAI ELECTRIC。以下「KE」といいます。）（買付総額：1,439億円）への公開買付けを実現する等、KKRがグローバルに有する知見、ベス

トプラクティス、ネットワークを活用してオーガニック（注1）及びインオーガニック（注2）双方での成長戦略並びに収益力や業務効率の改善を促進することでこれらの投資先企業の事業成長及び企業価値向上の支援に取り組み、本邦におけるプライベート・エクイティ・ファンドとして有数の執行実績を有していると考えているとのことです。中でもKEに関しては、非上場化後、会社分割を経て、KKRとのパートナーシップのもと、半導体製造装置専門メーカーとして、前工程の成膜装置（注3）及びトリートメント装置（注4）の製造・販売を手掛け、特にバッチALD装置（注5）領域では有力な地位を有する（出典：TechInsightsInc. (VLSI) “TI_ALDTools_YEARLY” 2024 (April)）等、盤石の経営基盤を確立したとのことです。その後、エレクトロニクス市場の回復に加え、半導体デバイスの微細化／複雑化が加速する業界環境の中でKEの強みとする成膜／トリートメント技術の需要は今後も継続的に拡大することが見込まれる市場環境を踏まえ、2023年10月に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場への再上場を実現しているとのことです。KEへの支援案件はまさに「KKRの持つ様々な経営資源、知見及びネットワークの活用による業界のリーディング・カンパニーの創造」を体現する事例であると考えているとのことです。

（注1）「オーガニック」とは、既存の経営資源を活用した手法を指すとのことです。

（注2）「インオーガニック」とは、他社との提携・他社の買収等による手法を指すとのことです。

（注3）「成膜装置」とは、半導体製造においてシリコンウェーハ等の基板上に非常に薄い膜を形成するための装置とのことです。

（注4）「トリートメント装置」とは、半導体製造工程において成膜後の薄膜の膜質を改善するための装置とのことです。

（注5）「バッチALD装置」とは、数十枚以上のウェーハを一括処理するバッチ成膜装置のうち、原子層堆積（ALD: Atomic Layer Deposition）技術に対応可能な装置とのことです。

また、KKRは、当社の営む事業と関連するエレクトロニクス事業及び医療・医薬品事業において豊富な投資・経営実績を有していると考えているとのことです。エレクトロニクス事業においては、2017年にKE、医療・医薬品事業においては、2023年に武州製薬株式会社への投資実績を有しているとのことです。

加えて、KKRは、2010年の総合人材サービスを提供する株式会社インテリジェンスへの投資を皮切りに、2014年にパナソニックヘルスケア株式会社（現PHC株式会社。以下「PHC」といいます。）のパナソニック株式会社からの独立支援、2015年にパイオニア株式会社の一事業部であったDJ機器事業（現AlphaTheta株式会社）への投資、2016年にPHCによるBayer Aktiengesellschaftとその子会社であるBayer HealthCare LLC傘下の糖尿病ケア事業の買収、2019年にThermo Fisher Scientific, Inc.の解剖病理事業（現Epredia Holdings Ltd.）の買収及び三菱ケミカルホールディングス株式会社（現三菱ケミカルグループ株式会社）傘下の国内臨床検査大手である株式会社LSIメディエンス、2021年にWalmart Inc.傘下のスーパー大手である株式会社西友の買収、2022年に業務ソフトウェアを提供する弥生株式会社の買収、2025年には保険代理店グループである株式会社保険見直し本舗グループの買収を実現する等、日本市場における投資活動を積極的に拡大し、KKRがグローバルに有する知見、ベストプラクティス、ネットワークを活用してオーガニック及びインオーガニック双方での成長戦略並びに収益力や業務効率の改善を促進することで、投資先企業の事業成長及び企業価値向上の支援に取り組んでいるとのことです。

今般、公開買付者は、本前提条件が全て充足又は公開買付者により放棄されていることを条件として、当社の株主を公開買付者のみとし、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式の全て（ただし、業績連動型株式報酬、譲渡制限付株式報酬又は事後交付型譲渡制限付株式報酬として当社の業務執行取締役6名、上席専務執行役員3名及び執行役員7名（いずれも退任済みの者を含みます。）に付与された当社の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」と総称します。）、当社が所有する自己株式、並びに本不応募予定株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。以下同じです。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定したとのことです。本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けにより当社株式の全てを取得できなかった

た場合に、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主（以下に定義します。）のみとするための一連の手続（以下「本スクイズ・アウト手続」といいます。詳細については、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）、③本スクイズ・アウト手続の完了を条件として当社によって実施される本不応募予定株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施するために必要な分配可能額及び本自己株式取得に係る資金を確保するために行う(i)公開買付者による当社に対する資金提供（公開買付者を引受人とする第三者割当増資（注6）若しくは公開買付者による当社に対する貸付け、又はその両方の方法によることを予定しているとのことです。以下「本資金提供」といいます。）、(ii)当社の子会社から当社に対する剰余金の配当及び会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第441条第1項に定める臨時計算書類を作成して行う臨時決算、並びに(iii)会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注7）、並びに④本自己株式取得から構成されるとのことです。

なお、KKRファンドは、積水化学工業株式会社（以下「積水化学工業」といいます。）との間で、本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済時までの期間において、公開買付者親会社による積水化学工業を割当先とする優先株式（注8）の第三者割当増資（以下「本出資」といいます。）を実施することに合意し、本日付で、積水化学工業から本出資に係るエクイティ・コミットメントレターを取得しているとのことです。なお、本出資は、本取引の実行に必要となる資金に充当することを目的として実施されるものであり、また、本出資を優先株式による出資とした理由は、積水化学工業において、普通株式に優先する順位で残余財産の分配を受けることができる旨の定めがある優先株式による出資を行うことが本出資に係る投資回収の確実性の確保に資すると判断したためとのことです。また、KKRファンドは、本日以降、本出資以外にも、第三者との間で、公開買付者親会社による当該第三者を割当先とする優先株式の第三者割当増資を実施する旨の合意をする可能性があるとのことですが、本日現在何ら決定した事実はないとのことです。

また、本株式併合（下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）の効力発生後、公開買付者親会社において、当社の創業者の親族である川原敬人氏が代表取締役を務める同氏及びその親族の資産管理会社であり、当社の第3位株主（2025年9月30日時点。）である株式会社光和（以下「光和」といいます。）を割当先とする優先株式（注9）の第三者割当増資（以下「本光和再出資」といいます。）のための手続が行われることが予定されているとのことです。本光和再出資は、当社の光和に対する本自己株式取得に係る代金支払債務のうち金110億円に相当する代金支払債務の引受けを公開買付者親会社が行うことにより、光和が、公開買付者親会社に対して取得する当該代金支払請求権を現物出資（なお、当該代金支払請求権は民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）第520条に基づき混同により消滅します。）する方法により行うことが予定されているとのことです。なお、光和及びKKRは、光和が公開買付者親会社に対して現金を払込む方法により本光和再出資を実行することも検討したとのことですが、現金を払込む方法により本光和再出資を実行する場合、光和により払込まれた現金を原資として本自己株式取得の代金が当社から光和に対して支払われるところ、このように現金を還流させる必要性が乏しいことから、光和及びKKRにて協議の上、上記の現物出資の方法により本光和再出資を実施することとしたとのことです。

（注6）当該第三者割当増資は、下記注11に記載のとおり、本取引においては当社の一般株主の皆様への配分をより多くすることで公開買付価格の最大化を図るため本自己株式取得を含むストラクチャーとしており、当該ストラクチャーに係る税務的な効率性の観点から、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定の計算に用いる当社株式1株当たりの資本金等の額に影響を与えないよう種類株式を発行する方法により行われる予定ですが、現時点においてその詳細は未定です。

（注7）公開買付者は、本減資等において、当社が、当社の資本金及び資本準備金の額を減少し、その一部又は全部をその他資本剰余金へ振り替える旨を当社に対して要請する予定とのことです。

（注8）積水化学工業が取得することを予定している公開買付者親会社が発行する優先株式は、議決権付き株式であり、かつ、普通株式に優先する順位で残余財産の分配を受けることができる旨の定めがある優

先株式であり、金銭又は普通株式を対価とする取得条項（公開買付者親会社が優先株主から金銭又は普通株式を対価として優先株式を取得できる権利。以下同じです。）及び株式又は金銭を対価とする取得請求権（優先株主が公開買付者親会社に対して株式又は金銭を対価として優先株式を取得することを請求する権利。以下同じです。）を定める予定とのことです。

(注9) 光和が取得することを予定している公開買付者親会社が発行する優先株式は、議決権付き株式であり、かつ、普通株式に優先する順位で残余財産の分配を受けることができる旨の定めがある優先株式であり、金銭又は普通株式を対価とする取得条項及び株式又は金銭を対価とする取得請求権を定める予定とのことです（当該取得条項及び取得請求権に係る取得価額及び転換比率は、優先株式1株当たりの払込価額を基準として定められる予定とのことです。）。なお、光和は、下記のとおり、当社による本自己株式取得に応じて光和が所有する当社株式の全て（所有株式数：7,067,200株、所有割合（注10）：6.35%）を譲渡する予定とのことですが、本光和再出資における公開買付者親会社の優先株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格（ただし、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているものではないこと、また、本光和再出資は、当社の創業者の親族の資産管理会社であり、当社の創業以来安定した大株主としての立場を維持し、当社の企業理念や文化についても深い理解を有する光和が、本取引の実行後も当社株式を間接的に一定割合保有し、必要に応じ、情報提供、企業理念や文化を踏まえた助言、取引先等との関係維持支援といった補完的な役割を担うことで当社の経営の安定性や持続性、また、当社の企業理念や文化の継承に寄与し、従業員や取引先等の関係者の安心感を醸成することにより、当社の円滑な事業運営を支援し、当社の企業価値の維持及び向上を図ることを目的としており、本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えているとのことです。

(注10) 「所有割合」とは、(i) 当社が2026年2月4日に公表した「2026年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数(116,839,616株)から、(ii) 当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(5,562,854株)を控除した株式数(111,276,762株)(以下「調整後当社発行済株式総数」といいます。)に占める割合(なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

また、公開買付者は、本日付で、Oasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティであり、当社の株主であるOasis Japan Strategic Fund Y Ltd. (実質所有株式数(注11): 6,785,360株、所有割合: 6.10%)、Oasis Japan Strategic Fund Ltd. (実質所有株式数: 5,607,512株、所有割合: 5.04%)、Oasis Investments II Master Fund Ltd. (実質所有株式数: 4,991,388株、所有割合: 4.49%)、及びOasis Japan Stewardship Fund Ltd (所有株式数: 200株、所有割合: 0.00%) (実質所有株式数の合計: 17,384,460株、所有割合: 15.62%) (以下、Oasis Management Company Ltd.を「OMC」といい、Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.及びOasis Investments II Master Fund Ltd.を総称して「本応募株主(Oasis)」といい、OMC、本応募株主(Oasis)及びOasis Japan Stewardship Fund Ltdを併せて「Oasis」と総称します。)との間で、本応募株主(Oasis)が所有する当社株式の全て(実質所有株式数: 17,384,260株、所有割合: 15.62%。以下「本Oasis所有当社株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の応募契約(以下「本Oasis応募契約」といいます。)を締結しているとのことです。なお、本Oasis応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本Oasis応募契約」をご参照ください。

さらに、公開買付者は、本日付で、当社の筆頭株主であり、その他の関係会社であるD I C株式会社(以下「D I C」といい、D I C及び光和を個別に又は総称して「本不応募合意株主」といいます。)との間で、D I Cが所有する当社株式の全て(所有株式数: 22,469,200株、所有割合: 20.19%。以下「本D I C所有当社

株式」といいます。)を本公開買付けに応募しないこと、及び、本D I C所有当社株式の全てについて、本株式併合の効力発生後に、当社が本自己株式取得を実施すること等に関する契約(以下「本D I C基本契約」といいます。)を締結し、また、光和との間で、光和が所有する当社株式の全て(所有株式数:7,067,200株、所有割合:6.35%。以下「本光和所有当社株式」といいます。)を本公開買付けに応募しないこと、本株式併合の効力発生後に、本光和再出資のための手続を行うこと、及び、本光和所有当社株式の全てについて、当社が本自己株式取得を実施すること等に関する契約(以下「本光和基本契約」といい、本D I C基本契約及び本光和基本契約を総称して「本不応募契約」といい、本不応募契約に基づき不応募予定の当社株式(合計:29,536,400株、所有割合:26.54%)を「本不応募予定株式」といいます。)を締結しているとのことです。

加えて、本不応募契約では、本不応募合意株主が、本臨時株主総会(下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。)において、その時点で所有する全ての当社株式に関して、本株式併合に関する議案に賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に当社が実施する予定の本自己株式取得に応じて本不応募予定株式の全てを売却する旨等が合意されているとのことです(注12)。

(注11)「実質所有株式数」とは、所有名義の有無にかかわらず、その者が直接又は間接に所有する当社株式の合計を指すとのことです。

(注12)本自己株式取得は、本自己株式取得に係る自己株式取得価格(以下「本自己株式取得価格」といいます。)を、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本不応募合意株主が本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、仮に本不応募合意株主が本不応募予定株式を本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することにより、本自己株式取得価格を抑え、当社の一般株主の皆様への配分をより多くすることで、公開買付価格の最大化を企図して行われるものです。公開買付者は、本自己株式取得価格に関し、本公開買付けを含む本取引の実行を通じた本不応募予定株式の売却可能性を最大化しつつも、他方で、本自己株式取得価格の最大化も追求する必要があるとの意向を有していた本不応募合意株主との間で、それぞれ個別に協議・交渉を重ね、その結果として、(i)本不応募合意株主ごとに見込まれる税効果の金額が異なること、並びに、(ii)本自己株式取得価格の最大化に係る意向を最大限汲み取りつつ、本不応募合意株主としても企図する本公開買付けの成立可能性を高めるため、本自己株式取得価格の設定に際しては本不応募合意株主が享受する上記税効果分を超えて当社の一般株主の皆様への配分を優先すること及びその内容について本不応募合意株主ごとに個別に合意したことを踏まえ、本不応募合意株主との間で、それぞれ、本自己株式取得における取得価額の総額を、D I Cについては82,643,682,400円(ただし、本スクイーズ・アウト手続により本D I C所有当社株式に端数が生じた場合には、当該端数の処理の結果により調整されます。以下「本自己株式取得価額総額(D I C)」といいます。なお、本自己株式取得価額総額(D I C)を本D I C所有当社株式の数で除した当社株式1株当たりの金額は、3,678円(小数点以下を四捨五入しております。)となるとのことです。)、光和については24,678,662,400円(ただし、本スクイーズ・アウト手続により本光和所有当社株式に端数が生じた場合には、当該端数の処理の結果により調整されます。以下「本自己株式取得価額総額(光和)」といいます。なお、本自己株式取得価額総額(光和)を本光和所有当社株式の数で除した当社株式1株当たりの金額は、3,492円となるとのことです。)とすることを合意したとのことです(当該協議・交渉の経緯については、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者と当社との協議、公開買付者による意思決定の過程等」をご参照ください。)

なお、本不応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(3) 本D I C基本契約」及び「(4) 本光和基本契約」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにおいて44,648,100株(所有割合:40.12%)を買付予定数の下限(注13)として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付

予定数の下限（44,648,100株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全てを取得し、当社株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である44,648,100株以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、買付予定数の下限である44,648,100株は、調整後当社発行済株式総数に係る議決権の数（1,112,767個）に3分の2を乗じた数（741,845個）（小数点以下を切り上げております。）から、本不応募予定株式数（合計：29,536,400株、所有割合：26.54%）に係る議決権の数（295,364個）を控除し、当社の単元株式数である100を乗じた株式数（44,648,100株）としているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者が、本公開買付けにおいて当社株式の全てを取得し、当社株式を非公開化することを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、当社株式の全てを取得できず、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされるため、当該手続を着実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び本不応募合意株主が当社の総株主の議決権の3分の2以上を所有することとなるようにするためとのことです。

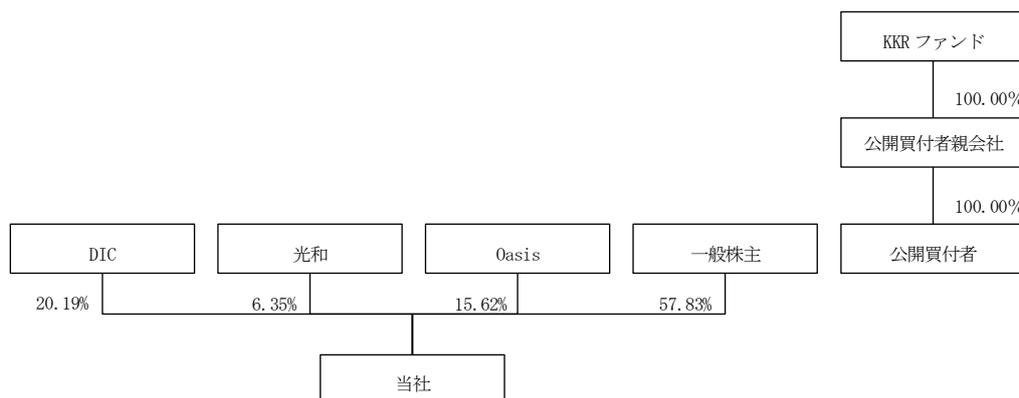
（注13）買付予定数の下限は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数値であり、同時点以後の当社が所有する自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の下限が上記の数値と異なる可能性があるとのことです。公開買付者は、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な買付予定数の下限を決定する予定とのことです。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、金融機関からの借入れ及び公開買付者親会社からの出資により賅うことを予定しているとのことです。

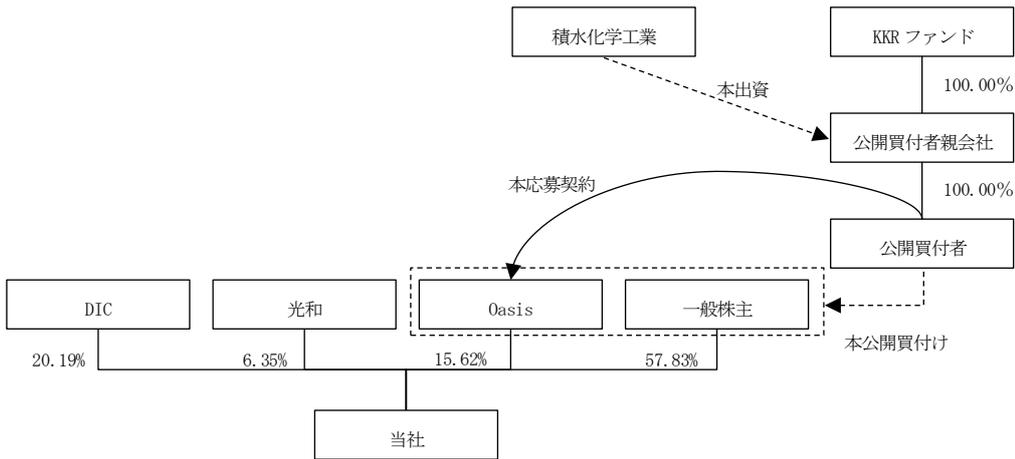
<本取引のストラクチャー概要図>

以下は、本公開買付け及びその後の想定されている各手続のストラクチャーの概要を図示したものととのことです。

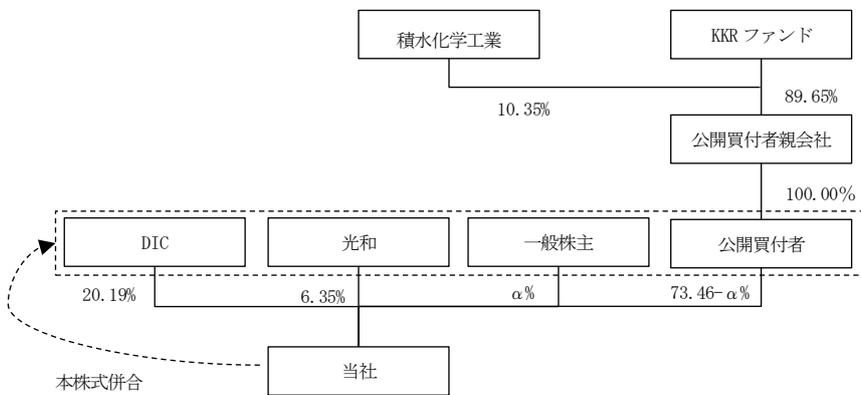
I. 本公開買付けの実施前



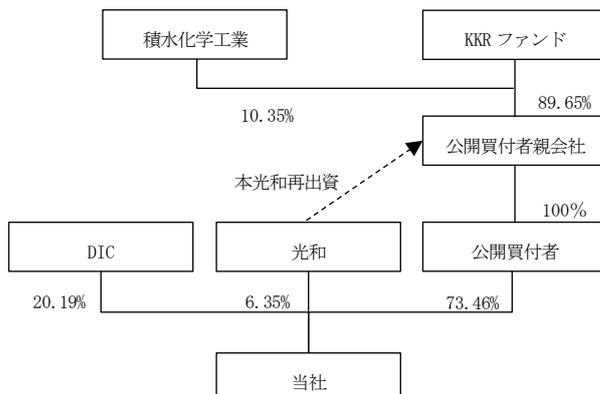
II. 本出資及び本公開買付け（2026年10月上旬～2026年11月上旬（予定））



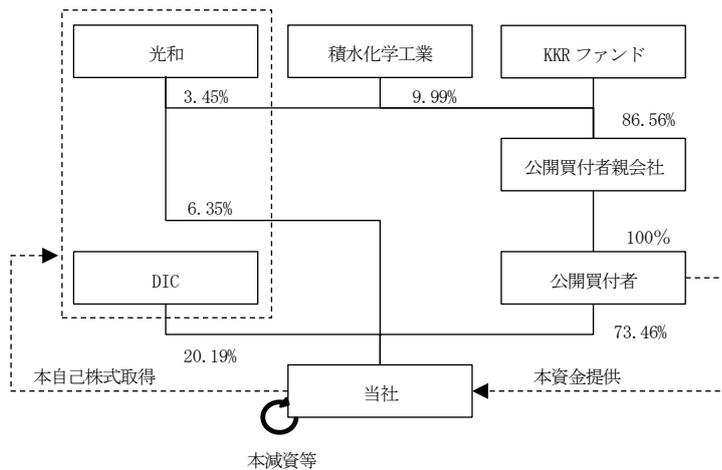
Ⅲ. 本株式併合 (2026年11月中旬～2027年1月下旬 (予定))



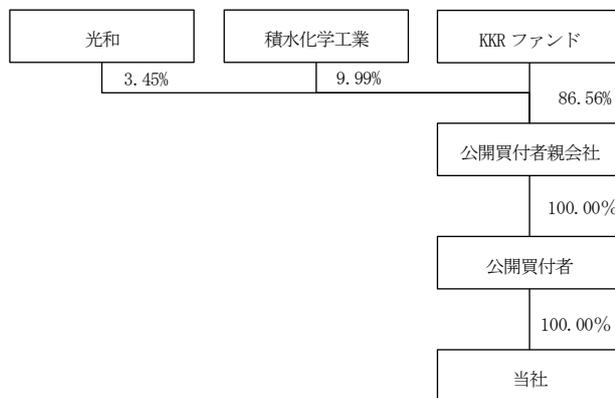
Ⅳ. 本光和再出資 (2027年2月上旬～2027年3月上旬 (予定))



Ⅴ. 本資金提供及び本減資等並びに本自己株式取得 (2027年2月上旬～2027年3月上旬 (予定))



VI. 本取引実施後



② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 当社を取り巻く経営環境等

当社は、1953年9月に東京都港区で太陽インキ製造株式会社として設立され、印刷インキの製造販売を事業の出発点とし、その後1970年8月にプリント基板（注1）（以下「PCB」といいます。）用ソルダーレジスト（注2）（以下「SR」といいます。）の販売を開始、1973年5月にはエポキシ樹脂系熱硬化型一液性SR（注3）の開発に成功し、販売を開始いたしました。さらに、1982年3月には研究開発体制の充実と事業分野の拡充を目的として、埼玉県比企郡嵐山町に嵐山工場（現 嵐山事業所）を開設し、1984年6月には現像型SR（注4）の開発に成功するなど、電子機器用化学品部材の製造販売へと事業領域を拡大してまいりました。1990年9月には、当社株式を日本証券業協会に店頭登録し、2001年1月には東京証券取引所第一部に株式上場を行いました。その後、2010年10月には純粋持株会社制への移行に伴い太陽ホールディングス株式会社に商号を変更し、2022年4月4日の市場区分見直しにより、本日現在は東京証券取引所プライム市場に上場しております。

（注1）「プリント基板（PCB）」とは、「Print Circuit Board」の略であり、電子部品を表面に固定し、電子部品間を配線で接続するための板状の部品を指します。

（注2）「ソルダーレジスト（SR）」とは、あらゆるエレクトロニクス製品に使用されるPCBの表面を覆い、回路パターンを保護する絶縁膜となるインキを指します。

（注3）「エポキシ樹脂系熱硬化型一液性SR」とは、エポキシ樹脂をベースとした、一液性SRを指します。

(注4)「現像型 SR」とは、回路パターンが作られたネガフィルムを通して露光し、未硬化部分を希アルカリ現象液で現象することにより微細なパターンを形成することが可能なSRを指します。

本日現在、当社グループ（純粋持株会社である当社及び連結子会社 25 社により構成されます。以下同じです。）は、エレクトロニクス事業、医療・医薬品事業及び ICT&S（注5）事業の3つのセグメントで事業を展開しております。当社グループの中核であるエレクトロニクス事業においては、SRを中心とするプリント基板用部材及びFPD用部材（注8）の開発・製造販売を行っており、一定のプレゼンスを有するグローバルリーディングカンパニーとしての地位を確立しております（注9）。

(注5)「ICT&S」とは、「Information and Communication Technology & Sustainability」の略であり、当社におけるICT（注6）事業、ファインケミカル（注7）事業、エネルギー及び食糧事業等の総称を指します。

(注6)「ICT」とは、「Information and Communication Technology」の略であり、情報通信技術のことを指します。

(注7)「ファインケミカル」とは、高度な技術により製造される高付加価値の化学品のことを指し、医薬品、農薬、電子材料等の原料や中間体として使用されます。

(注8)「FPD用部材」とは、主にタッチパネルに使用される化学材料を指します。

(注9) 出典：株式会社富士キメラ総研「2024年 エレクトロニクス先端材料の現状と将来展望（2023年見込）」

また、医療・医薬品事業においては、2017年8月に設立した太陽ファルマ株式会社において、中外製薬株式会社等から製造販売承認等を承継し長期収載品（注10）の製造販売を行うとともに、2019年10月に第一三共プロファーマ株式会社（現 第一三共株式会社）が高槻工場等を吸収分割した新設会社の株式を譲り受け、当社子会社となった太陽ファルマテック株式会社において、医薬品の製造受託事業を行っております。その他、当該事業の一環として、歯科技工事業も行っております。さらに ICT&S 事業においては、ICTソリューション事業、ファインケミカル事業、太陽光発電を中心とするエネルギー事業、食糧事業等を推進し、当社グループ全体の多角的な事業展開を支えております。

(注10)「長期収載品」とは、特許期間が終了した先発医薬品のうち、後発医薬品（以下に定義します。）が既に市場に存在する中で継続して販売される医薬品を指します。

当社は、2021年6月4日に策定・公表した2031年3月期までの長期経営構想「Beyond Imagination 2030」（以下「『Beyond Imagination 2030』」といいます。）において、「エレクトロニクス事業及び医療・医薬品事業の2つの事業を中心に成長させると同時に、エネルギー事業とDX（注11）をグループ全体の取り組みとして展開する」という2030年の目指す姿を掲げ、ROE18%の達成及びDOE（注12）5%以上の維持を目標としてまいりました。『Beyond Imagination 2030』策定以降、当社の売上高は2021年3月期の810億円から2025年3月期には1,190億円へと増加し、営業利益も2021年3月期の139億円から2025年3月期に221億円へと成長を遂げてまいりました。また、2025年3月24日には連結総還元性向（注13）100%を目安とした株主還元を公表するなど、株主の皆様への利益還元を着実に進めております。他方で、当社グループを取り巻く経営環境は、エレクトロニクス事業及び医療・医薬品事業の2つの事業を中心に異なる変化と課題に直面していると認識しております。

(注11)「DX」とは、「Digital Transformation」の略であり、デジタル技術活用による新たな価値・体験の提供及び社会の変革のことを指します。

(注12)「DOE」とは、一定期間における配当総額を株主資本で除して算出される指標であり、株主資本に対してどの程度の配当を行っているかを示す配当水準の指標を指します。

(注13)「連結総還元性向」とは、連結ベースの当期純利益に対する配当金及び自己株式取得額の合計の割合を示し、企業が株主に対してどの程度利益を還元しているかを表す指標を指します。

(1) エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業においては、SR の顧客市場である PCB 市場の拡大を背景に、中長期的な成長が見込まれると考えております。特に、生成 AI（注 14）の急速な普及に伴い、AI サーバー、データセンター、次世代通信インフラといった分野での需要が増加しており、当社グループの製品の需要も中長期的に拡大していくと予想しております。さらに、次世代モビリティの進展において、自動車の電動化、電装化が加速しており、電気自動車やハイブリッド車の普及に伴う SR の使用量増加が重要な事業機会となりうると捉えております。当社グループとしては、当該成長市場における SR の顧客基盤の強化、新製品開発の加速、既存技術の新たな用途への展開を推進してまいります。また、より付加価値の高い製品の技術開発拠点の新設や製造能力の増強など、将来の需要拡大に備えた設備投資を計画的に進めております。

（注 14）「AI」とは、人工知能（Artificial Intelligence）の略称であり、「生成 AI」とは、テキスト、画像、音声などのコンテンツを自動的に生成することができる人工知能技術のことを指します。

他方で、エレクトロニクス事業は需給変動の影響を受ける構造にあります。エレクトロニクス市場は、好況と不況を繰り返す景気循環の特性を有しており、世界経済の動向、電子機器の需要変動、生産設備への投資動向などにより、数年単位で需給が大きく変動いたします。

(2) 医療・医薬品事業

医療・医薬品事業は、医薬品の製造販売事業と製造受託事業及び歯科技工事業の3つから構成されております。

製造販売事業については、長期収載品を中心とした製品群を展開しておりますが、国の医療費抑制政策の一環として、薬価改定により医薬品の公定価格が継続的に引き下げられていること、2024 年 10 月に導入された選定療養制度により、長期収載品を選択する患者が追加の費用負担を求められることで後発医薬品（注 15）への切り替えが促進されることなど、複数の政策的要因により、エレクトロニクス事業と比較して構造的に厳しい市場環境に置かれております。

（注 15）「後発医薬品」とは、先発医薬品の特許期間終了後に、同じ有効成分を用いて製造及び販売される医薬品を指します。

加えて、近年の円安及びインフレの進行により、海外から調達する医薬品の原料（原薬）の価格や製剤の委託費用が大きく上昇しており、これが製品の製造コストを押し上げ、収益性に影響を及ぼしております。このような環境変化を受け、当社は、今後、新たな長期収載品の販売権を追加で取得するよりも、製造工程の見直しや原材料調達先の変更などによる原価の低減、余剰傾向のある在庫の適正化などを通じた収益性の改善に注力する方針としております。

製造受託事業については、固形製剤及び注射製剤を中心とした医療用医薬品の製造受託を行っております。当社は GMP（注 16）に適合した厳格な品質管理体制とファクトリーオートメーション（注 17）化による 24 時間稼働体制のもと、製薬会社に対して高品質かつ安定的な供給を行っていることを認識しており、その結果として顧客から一定の信頼を獲得していると考えております。また、従来の低分子・高分子医薬品にとどまらず、新モダリティ（注 18）分野への取り組みとして、2021 年 9 月に再生医療用細胞製品（注 19）の製造施設を竣工し、細胞製品の受託製造体制を構築しております。加えて 2023 年 3 月には遺伝子治療（注 20）用製品の製造設備を竣工し、ウイルスベクター（注 21）製品の製造受託に対応できる体制を整備するなど、専門的な製造技術の蓄積を進めており、将来的な事業拡大の基盤を構築しております。

（注 16）「GMP」とは、Good Manufacturing Practice の略称であり、医薬品、医療機器等の製造において品質及び安全性を確保するために、各国の規制当局が策定・運用している製造管理及び品質管理に関する基準を指します。

(注 17)「ファクトリーオートメーション」とは、製造工程における機械・設備・ロボット等の自動化により、人手を介さずに生産を行う仕組みを指します。

(注 18)「新モダリティ」とは、従来の低分子・高分子医薬品とは異なる新しい治療手段・製造技術を用いた医薬品を指します。

(注 19)「再生医療用細胞製品」とは、細胞を原材料として培養・分化などの加工を行い、人の身体の構造・機能の再建・修復・形成や、疾病の治療・予防を目的とする医療用の細胞製品を指します。

(注 20)「遺伝子治療」とは、疾患の治療を目的として、患者の細胞に対して遺伝子を導入・修正する治療法を指します。

(注 21)「ウイルスベクター」とは、遺伝子を細胞内へ運搬するための運び屋として利用されるウイルスを指します。

歯科技工事業については、2022 年 3 月連結子会社化した株式会社リック（なお、株式会社リックは 2025 年 4 月より会社名を株式会社マイ・スターズに変更しております。）を中心に、歯科技工製品の製造及び販売を開始し、デジタル技術と熟練した技工士の技の融合により、高品質な歯科技工物を安定的に提供していると認識しております。歯科技工事業は、国内の歯科医療を支える社会インフラとしての側面を有し、高齢化の進展を追い風に中長期的な需要拡大を見込んでおります。

上記のような当社を取り巻く経営環境の中で、エレクトロニクス事業における中長期的な市場成長機会を的確に捉えるとともに、医療・医薬品事業における構造的な収益圧力に対応し、『Beyond Imagination 2030』に掲げた持続的成長を実現するためには、市場ニーズを先取りする技術開発投資や機動的な事業ポートフォリオの最適化がますます重要となっていると認識しております。加えて、エレクトロニクス業界の需給循環の影響を受けるエレクトロニクス事業と相対的に安定的な収益構造を有する医療・医薬品事業の双方を活かした経営資源配分、並びに資本効率の向上と株主還元の充実を両立させることが求められていると認識しております。このような認識のもと、当社グループ全体の事業推進において根幹となる人的資本の拡充など、当社の持続的な企業価値向上を実現する方策について、一般株主の皆様のご利益に十分配慮しつつ、資本政策の在り方を含めた検討を進めてまいりました。

(ii) 公開買付者と当社との協議、公開買付者による意思決定の過程等

当社は、上記「(i) 当社を取り巻く経営環境等」に記載の資本政策の在り方を含めた検討を進める中で、下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、D I Cによる、D I Cに対して当社への関心を示したKKRを含むプライベート・エクイティ・ファンド（以下「PE ファンド」といいます。）3社の紹介を契機に、2024 年 12 月以降、KKRを含む PE ファンド6社との間で、中長期的な企業価値の向上に資する施策について意見交換を行いました。

一方、KKRは、2024 年 12 月 4 日より、当社について、外部の経営資源を活用しながら経営課題に取り組む可能性を検討すべきとの観点から、非公開化を通じた当社の将来の成長に向けた企業価値向上に資する施策について当社との間で初期的な意見交換を開始し、2025 年 1 月 17 日に当社の非公開化を前提とした企業価値向上施策に係る具体的な提案内容の協議を行うとともに、2025 年 2 月 27 日にも当該提案内容に係る協議を実施し、同月 28 日に取引スキーム、買収価格を含む、当社の非公開化に係る法的拘束力を有しない意向表明書を当社取締役会宛てに提出したとのことです。その後、2025 年 8 月 29 日に、KKRは、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）より、初期的提案依頼プロセス（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」において定義します。以下同じです。）への参加打診を受け、初期的提案依頼プロセスに参加したとのことです。KKRは、公表情報に加え、当社より提供を受けた事業に係る見通し等を踏まえて初期的な検討を行い、その過程で当社事業に関する理解を一層深めた結果として、当該理解を反映した内容の提案を行うに至り、2025 年 9 月 17 日に、当社に対して、当社の非公開化を前提と

した法的拘束力を有しない初期的提案書を提出したとのことです。

その後、KKRは、同年10月10日、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券より、初期的提案依頼プロセスの通過及び本最終提案依頼プロセス（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」において定義します。以下同じです。）への参加の打診に関する連絡を受けたとのことです。かかる打診を受けたKKRは、法的拘束力を有する提案を提出するため本最終提案依頼プロセスに参加することとしたとのことです。

かかる状況のもと、KKRは、同年10月上旬から同年12月上旬にかけて、当社の事業・財務・税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンス、当社の経営陣との面談等を実施し、当社株式の取得について、分析、検討を進めたとのことです。デュー・ディリジェンス及び各種分析を通じて、KKRは、当社が属する事業セグメント別の業界特性及び成長性、当該市場において当社が確立している競争優位性、当社の中長期的な成長戦略の方向性並びに企業価値の向上に向けた潜在的な可能性について更なる理解を深めるとともに、当社の中長期的な成長及び将来ビジョンに対する理解を一層深化させたとのことです。そのうえで、本取引を通じた本非公開化策（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。）の実施により、エレクトロニクス事業において顧客毎の基板要件に対応した分子設計・配合設計力、医療・医薬品事業における治験薬及び再生医療関連の受託製造体制、並びに成長の源泉となる自律型人材の育成やSDGsへの取組みによって強化された豊富な人的資本及び第一三共株式会社から承継した生産体制を基盤とする安定した顧客基盤を有する当社と、エレクトロニクス分野での豊富な投資実績、データセンター投資を通じた顧客リレーション、並びに“Global One-firm Approach”（グローバルで連携した取り組み）に基づくグローバル・ネットワークを有するKKRが戦略的なパートナーシップとして連携することにより、エレクトロニクス事業におけるKKRのネットワークを活用した全方位の事業開発を加速させるとともに、医療・医薬品事業ではKKRの投資先における知見も活用し、受注拡大と収益性改善施策等により製造販売事業及び製造受託事業の事業基盤を再構築することで、当社の更なる飛躍的成長に資する支援が可能になる（以下「本取引目的」といいます。）との考えに至ったとのことです。具体的には、本取引を通じた本非公開化策は、『Beyond Imagination 2030』及び2030 Committee（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」において定義します。）から2025年11月7日付で受領した「2030 Committee 最終報告」（以下「2030 Committee 最終報告」といいます。）の方向性を尊重しつつ、短期的・連続的な成果に過度にとらわれることなく、中長期的視点に基づいた経営戦略の遂行を可能とするものであり、エレクトロニクス事業においては、エレクトロニクス業界を取り巻く構造的な市場変化を捉えた積極的な投資を実行するとともに、医療・医薬品事業においては、長期的視点に基づく構造改革を推進し、医薬品事業の収益性確保と製造受託事業の事業拡大を図るものであるとのことです。

かかる検討を踏まえ、KKRは、2025年12月3日、当社に対し、2026年3月期に係る当社株式の期末配当を無配とすることを前提として、本公開買付け価格を4,650円とする記載を含む法的拘束力を有する提案書（以下「最終提案書」といいます。）を提出したとのことです。なお、KKRは最終提案書において、当社の一部事業所の精査を目的とした追加のデュー・ディリジェンスの実施を当社に要請したとのことです。なお、当該提案価格である4,650円は提案日の前営業日である2025年12月2日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値4,699円に対して1.04%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じです。）のディスカウント、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値4,423円（2025年12月1日付で当社株式1株につき2株の割合で行われた株式分割以前の株価は、当該株式分割の影響を考慮した上で平均の計算に算入しております。なお、平均値は小数点以下を四捨五入しております。以下同じです。）に対して5.13%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値4,090円に対して13.69%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値3,722円に対して24.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となり、KKRは、(i) Oasisが2025年2月18日（以下「本Oasis大量保有報告書提出日」といいます。）に大量保有報告書、2025年4月1日に変更報告書を提出し、Oasisが当社株式を一定割合（注）保有することが開示されたことで、当該時点以降、Oasisによる当社株式の追加取得の期待が一部の市場参加者において醸成され

ていた可能性があることに加え、(ii) その後、2025年5月28日(以下「本憶測報道日」といいます。)に一部の報道機関において当社の非公開化に関する憶測報道(以下「本憶測報道」といいます。)がなされたことにより、当社株式の株価は上場来高値を上回る水準まで急騰した状況にあり、同日以降の株価は非公開化に関する期待が過度に織り込まれたもので、当社の事業や財務の変化を反映したものではないと考えていたとのことです。なお、当該提案価格である4,650円は本Oasis大量保有報告書提出日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,915円に対して142.82%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,050円に対して126.83%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,057円に対して126.06%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,978円に対して135.09%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、本憶測報道日の前営業日である2025年5月27日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,615円に対して77.82%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,551円に対して82.28%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,325円に対して100.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,187円に対して112.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。

(注) Oasisの株券等保有割合は、本Oasis大量保有報告書提出日提出の大量保有報告書において8.00%、2025年4月1日付で提出の変更報告書において10.57%とされているとのことです。

その後、KKRは、最終提案書提出以降に、当社の一部事業所の精査を目的とした追加のデュー・ディリジェンスを実施した上で、2025年12月24日、当社に対し、2026年3月期の期末配当を無配とすることを前提に、本公開買付価格を4,650円とする記載を含む提案書(以下「改訂最終提案書」といいます。)を提出したとのことです。

その後、2026年2月18日、KKRは当社より本取引に関する独占交渉権の付与の連絡を受け、2026年2月下旬から2026年3月下旬にかけて、本クリアランス取得に向けて必要となる当社の事業・財務情報の連携等の本取引の実施に向けた実務対応について、当社との間で協議を開始し、また、当該協議においては、KKRとして本取引に関連して具体的に想定されるデメリットはないと考えている点についての説明も行ったとのことです。その後、KKRは、これまでの当社との間の協議やデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえた上で、2026年3月11日、当社に対し、2026年3月期の期末配当を無配とすることを前提に、本公開買付価格を改定最終提案書同様の4,650円とする記載を含む提案書(以下「最終改定提案書」といいます。)を提出したとのことです。

しかしながら、KKRが同日付で当社大株主との取引条件の合意に至っていない状況に鑑み、KKRは本特別委員会より、当社大株主との合意形成に向けての議論を進めるよう同日付で要請を受けたとのことです。

その後、KKRは、本特別委員会からの当該要請を受けて、当該時点において取得可能な公開情報及びこれまでのデュー・ディリジェンスの結果、並びに積水化学工業との協議状況及びOasis、光和及びD I Cとの交渉状況を踏まえた上で、2026年3月23日、当社に対し、2026年3月期の期末配当を無配とすることを前提に、本公開買付価格を4,750円とし、本自己株式取得価額総額(D I C)を82,643,682,400円(なお、本自己株式取得価額総額(D I C)を本D I C所有当社株式の数で除した当社株式1株当たりの金額は、3,678円(小数点以下を四捨五入しております。))となるとのことです。)、本自己株式取得価額総額(光和)を24,678,662,400円(なお、本自己株式取得価額総額(光和)を本光和所有当社株式の数で除した当社株式1株当たりの金額は、3,492円となるとのことです。))とする記載を含む提案書(以下「3月23日付最終提案書」といいます。)を提出したとのことです。なお、当該提案価格である4,750円は提案日である2026年3月23日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値4,985円に対して4.71%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,220円に対して9.00%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値5,149円に対して7.75%下回る価格ではあるもの、同過去6ヶ月間の終値単純平均値4,716円に対して0.72%上回る価格であり、本Oasis大量保有報告書提出日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,915円に対して148.04%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,050円に対して131.71%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,057円に対して130.92%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,978円に対して140.14%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、本憶測報道日の前営業日である2025年5月27日の東京証券取

引所プライム市場における当社株式の終値 2,615 円に対して 81.64%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,551 円に対して 86.20%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,325 円に対して 104.30%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,187 円に対して 117.19%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。

上記の当社との継続的な協議の結果、2026 年 3 月 24 日、当社株式の公開買付価格を当社株式 1 株当たり 4,750 円、本自己株式取得価額総額（D I C）を 82,643,682,400 円（なお、本自己株式取得価額総額（D I C）を本 D I C 所有当社株式の数で除した当社株式 1 株当たりの金額は、3,678 円（小数点以下を四捨五入しております。）となるとのことです。）、本自己株式取得価額総額（光和）を 24,678,662,400 円（なお、本自己株式取得価額総額（光和）を本光和所有当社株式の数で除した当社株式 1 株当たりの金額は、3,492 円となるとのことです。）として、本取引を実施することで合意に至ったことから、同日、公開買付者は本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

本公開買付価格は直近の当社の株価に対してディスカウントとなっているものの、(i) 当社の株価は、本 Oasis 大量保有報告書提出日の終値（1,915 円）から、翌営業日の 2025 年 2 月 19 日の終値（2,050 円）にかけて 7.05%、また、本憶測報道日の前営業日である 2025 年 5 月 27 日の終値（2,615 円）から、本憶測報道日の終値（3,115 円）にかけて 19.12%と、それぞれ各時点において当社の通常の株価変動と比して顕著な上昇をしており、本 Oasis 大量保有報告書提出日及び本憶測報道から相当期間が経過した現在においても株価が高止まりしていることを踏まえれば、当社の本源的価値を考慮するにあたっては、Oasis による当社株式の追加取得の期待、さらには本憶測報道による影響を受けていないと考えられる期間の市場株価に対するプレミアムを考慮することが相当であると考えられること、(ii) 本公開買付価格は、自社の顧客に対して受託者責任を負う機関投資家として売却価格の最大化を志向する点において一般株主と利害が一致する Oasis との間で応募合意を得られた価格であること、並びに (iii) 初期的提案依頼プロセス及び本最終提案依頼プロセスを通じたマーケット・チェックが行われたうえで、最も高い価格として提示された金額であることから、公開買付者として本公開買付けにおいて当社の一般株主の皆様からもご応募いただけるものと考えているとのことです。

また、KKR は当社との協議と並行して、Oasis に対して、2026 年 1 月 30 日に本公開買付価格を含む本公開買付けに係る諸条件及び本取引目的や KKR からの提案内容を説明のうえ、本 Oasis 所有当社株式の売却について初期的な打診を行ったところ、Oasis は、2026 年 2 月 3 日に、KKR に対し、本 Oasis 所有当社株式を本公開買付けに応募することを前提とするストラクチャーの提案を要請したとのことです。その後、KKR は当該要請を踏まえ、2026 年 2 月 9 日、Oasis に対し、本 Oasis 所有当社株式について、当社株式の公開買付価格を当社株式 1 株当たり 4,650 円とする公開買付けにより取得することを前提に、本公開買付けへ応募すること等を内容とする本 Oasis 応募契約の締結を提案したとのことです。これに対して、Oasis は、2026 年 2 月 25 日に、KKR に対し、KKR から提示された公開買付価格の再検討を要請したとのことです。KKR が、当該要請を踏まえて、2026 年 3 月 22 日、Oasis に対し、本 Oasis 所有当社株式について、本公開買付価格である 4,750 円により取得することを提案したところ、Oasis は、同日に、KKR に対し KKR からの当該提案に応諾する意向を示し、その後、本日付で公開買付者との間で本 Oasis 応募契約を締結したとのことです（本 Oasis 応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本 Oasis 応募契約」をご参照ください。).

さらに、KKR は、D I C において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用され、これに伴い一定の税務メリットが発生することが見込まれることを踏まえ、D I C について、本株式併合前の当社株式 1 株当たりの本自己株式取得価格（以下「本自己株式取得価格（D I C）」といいます。）を、仮に D I C が本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、仮に D I C が本 D I C 所有当社株式を本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することにより、本自己株式取得価格（D I C）を抑え、当社の一般株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えのもと、当社との協議と並行して、D I C に対して、2026 年 2 月 13 日に本公開買付価格を含む本公開買付けに係る諸条件及び本取引目的や KKR からの提案内容を説明のうえ、本自己株式取得価格（D I C）を 3,461 円とする本自己株式取得を含む本取引のス

キームを提示し、本公開買付けへ応募しないこと、及び、本D I C所有当社株式について、本公開買付けの成立後に、当社が自己株式取得を実施すること等を内容とする本D I C基本契約の締結を要請したとのことです。これに対して、KKRは、D I Cより、2026年2月16日に、KKRが提示した本自己株式取得価格（D I C）についての再検討の要請を受けたとのことです。KKRは、D I Cからの再検討の要請に対して、2026年2月17日に、2026年2月13日に提示した条件と同価格の本自己株式取得価格（D I C）を3,461円とする旨の内容を再提案したとのことです。その後、KKRは、D I Cより、2026年2月23日に、自己株式取得価格（D I C）について改めて再検討の要請を受領したとのことです。KKRは、その後もD I Cとの間で複数回の協議を重ねたものの、条件の妥結に至らず、D I Cは、本特別委員会に対して、2026年3月5日に、KKRへの条件見直しを求めるよう要請したとのことです。KKRは2026年3月11日に、本特別委員会より、D I Cとの合意形成に向けての議論を進めるようにとの要請を受け、その後、KKRは2026年3月19日、当該要請を踏まえ、D I Cに対し、本自己株式取得価額総額（D I C）を82,643,682,400円とする、一切の変更余地のない最終提案を実施したとのことです。これに対して、D I Cは、2026年3月23日に、KKRに対しKKRから再提示された本自己株式取得価額総額（D I C）を82,643,682,400円とする最終提案に応諾する意向を示し、その後、本日付で公開買付者との間で本D I C基本契約を締結したとのことです（本D I C基本契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(3) 本D I C基本契約」をご参照ください。).

加えて、KKRは、同様に、光和において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用され、これに伴い一定の税務メリットが発生することが見込まれることを踏まえ、光和について、本株式併合前の当社株式1株当たりの本自己株式取得価格（以下「本自己株式取得価格（光和）」といいます。）を、仮に光和が本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、仮に光和が本光和所有当社株式を本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することにより、本自己株式取得価格（光和）を抑え、当社の一般株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付け価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えのもと、当社との協議と並行して、光和に対して、2026年2月4日に本公開買付け価格を含む本公開買付けに係る諸条件及びKKRがこれまで当社と重ねてきた当社との企業価値向上に関する協議内容やKKRからの提案内容を説明のうえ、本自己株式取得を含む本取引のスキームを提示し、本公開買付けへ応募しないこと、本株式併合の効力発生後に本光和再出資のための手続を行うこと、及び、本光和所有当社株式について、本公開買付けの成立後に、当社が自己株式取得を実施すること等を内容とする本光和基本契約の締結を要請したとのことです。その後、KKRは2026年3月19日に、当社との協議状況並びにOasis及びD I Cとの交渉状況を踏まえて、光和に対して再提案を実施したとのことです。これに対して、光和は、同日、KKRに対しKKRからの当該要請に応諾する意向を示し、その後、本日付で公開買付者との間で本光和基本契約を締結したとのことです（本光和基本契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(4) 本光和基本契約」をご参照ください。).

(iii) 本公開買付け及び本取引後の経営方針

本取引後、KKRは、当社の役職員とともに、今まで当社が築き上げてきた確固たる事業基盤を活かしつつ、KKRが有するグローバルの人的・資金的リソース、ノウハウ、ネットワークを活用し、オーガニック及びインオーガニック双方での成長戦略の推進を通じて、当社の更なる事業成長及び企業価値の向上を目指していくとのことです。KKRは、本取引完了後、当社の経営陣と経営方針及び事業戦略を議論のうえ、当社の売上成長及び収益性改善施策を実施することを検討するとのことです。

KKRは、本取引後も当社の従業員の雇用及び処遇水準を継続することを前提としているとのことであり、当社の事業運営に関して、当社の経営陣に対して経営上の権限を一定程度委任し、当該経営陣による主体的な経営判断を尊重する方針とのことです。また、当社の企業価値の源泉である技術情報の保護については、今後、当社の経営陣と協議のうえ、適切に対応していく方針とのことです。そのうえで、KKRは、当社の企業価値向上に資するべく、KKRが指名する取締役を当社の取締役に就任させるとともに、当社の経営陣

による経営を支援するアドバイザー体制の導入を含む支援体制の構築を検討しているとのことですが、その具体的な人数、時期及び候補者等については、現時点では未定とのことです。

なお、公開買付者は、本取引の完了後、積水化学工業が指名する者1名を当社の取締役として選任することを予定しているとのことですが、その具体的な候補者等については、現時点では未定とのことです。

また、KKRは、中長期的な視点での事業成長を企図した人材投資に注力しているほか、グローバルファンドとして多数の投資事例における人事・報酬制度にも精通しており、その知見を活かして当社の推進する「多様化する組織や社会に対応する自立型人材の育成・活用」をサポートすることができると考えているとともに、公開買付者並びに当社の役職員及び従業員が丸となって、当社の長期的な企業価値の向上を図る体制を構築する予定とのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりです。

(i) 検討体制の構築の経緯

上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i)当社を取り巻く経営環境等」に記載のとおり、当社を取り巻く事業環境は、事業セグメントを横断して大きく変化しております。こうした変化は、一様に捉えられるのではなく、事業ごとに異なる様相を呈しておりますが、当社グループ全体として俯瞰した場合、当社グループは総じて需要拡大の局面を迎えつつあると認識しております。他方で、D I Cは、近年、資本効率の抜本的改善を経営上の重要課題の一つとして明確に位置付けており、2024年2月13日付で、2022年2月18日に公表した長期経営計画『DIC Vision 2030』の見直しを公表し、政策保有株式の見直し及びその他資産の売却を含むバランスシートのスリム化を明示したとのことです。かかる状況下、D I Cは、本D I C所有当社株式の保有意義についても検討を開始し、2024年3月15日に当社に対して本D I C所有当社株式の取り扱いに関する協議を申し入れました。かかる申し入れを受け、本D I C所有当社株式の処理方法について検討を進め、両社間の協議の過程において、2024年4月下旬、当社は、D I Cに対し、本D I C所有当社株式の取得を目的とした公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を実施することを提案いたしました。

その後、本自己株公開買付けの実施に向けて、両社で検討を進めていたところ、2024年7月下旬、本自己株公開買付けについて協議を進めることは条件面の隔たりを踏まえると困難であるとの回答を受領し、D I Cと当社との協議は、当該回答以降進展がありませんでした。

このような状況下、当社は、D I Cによる、D I Cに対して当社への関心を示したKKRを含むPEファンド3社の紹介を契機に、2024年12月以降、KKRを含むPEファンド6社との間で、中長期的な企業価値の向上に資する施策について意見交換を行いました。また、当社は、上記の複数回にわたるPEファンドとの意見交換を踏まえ、(a)当社株式の上場維持を前提とした資本政策を含む企業価値向上策（以下「本上場維持策」といいます。）、(b)外部パートナーによる公開買付け等を通じた当社株式の非公開化を前提とした資本政策を含む企業価値向上策（以下「本非公開化策」といい、本上場維持策と総称して「本資本政策」といいます。）の両面での検討を開始いたしました。その後、当社は、2025年2月以降、KKRを含む6社のPEファンドより、取引スキーム、買収価格を含む、本資本政策に係る法的拘束力を有しない意向表明書を受領したことから、同年2月上旬より多角的な企業価値向上施策の検討を行うべく、KKRを含む複数のPEファンド及び当社から独立した、企業価値向上策の検討に係るファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券を、当該検討に係る外部のリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。加えて、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」（以下「企業買収における行動指針」といいます。）を踏まえ、検討プロセスの公正さと透明性を確保しつつ、真摯な検討を行う必要があると判断し、2025年3月12日開催の当社取締役会において、社外取締役及び社外有識者からなる本特別委員会の設置を決定し、本諮問事項（下記「(6)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委

員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(i) 設置等の経緯」において定義します。以下同じです。) についての答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。また、本特別委員会は、当社の少数株主の利益に十分に配慮したうえで本資本政策を検討する必要があることから、同年7月上旬に、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。)を、法務アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所(なお、柴田・鈴木・中田法律事務所は2026年2月より事務所名をLBX法律事務所に変更しております。以下「LBX法律事務所」といいます。)をそれぞれ選任いたしました。

さらに、2025年5月28日付「2030 Committee の設置に関するお知らせ」及び同年6月12日付「2030 Committee の詳細に関するお知らせ」で公表のとおり、一般株主の皆様の利益の最大化と当社の企業価値の持続的な向上を両立させる観点から、本資本政策を含むあらゆる戦略的選択肢について、客観性及び透明性を担保したうえで検討を行うための会議体として、社外有識者を委員構成の過半数とする「2030 Committee」(以下「2030 Committee」といいます。)を設置し、その下部組織となるワーキンググループ(以下「WG」といいます。)である①基盤強化WG、②成長戦略・事業ポートフォリオWG、③キャピタルアロケーションWG、④ガバナンスWG、⑤株主・投資家対応WG及び⑥資本政策WGにおいて、企業価値の向上に向けた最適な資本政策の多角的な検討を実施してまいりました。なお、当社は、同年4月下旬に、本資本政策の検討に係る外部アドバイザーとして株式会社QuestHub(なお、2025年9月以降、株式会社QuestHubの組織再編により株式会社QuestHubアドバイザーがアドバイザーの地位を承継しております。)を選任し、同社からの専門的助言も受けながら、経営上の選択肢の検討を行いました。

その後、2025年8月1日付「2030 Committee 中間報告」で公表のとおり、2030 Committee から当社取締役会に対し、当社グループが『Beyond Imagination 2030』の実現に向けて取り組むべき方向性として、エレクトロニクス事業における成長機会の捕捉と新規事業領域への進出、医療・医薬品事業における製造受託事業の拡大と収益性改善、資本効率の向上と株主還元の充実、並びにガバナンス体制の強化等の提言がありました。また、当社は2025年8月28日、同中間報告における検証及び提言を踏まえ、2026年3月期から2031年3月期を対象期間とする中期経営計画(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定・公表いたしました。

(ii) 検討・交渉の経緯

上記「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、2030 Committee 及び各WGにおいて、当社単独での企業価値の最大化に資する施策について検討を進める一方で、当社及び本特別委員会としては、上記検討体制を構築して以降、外部パートナーとの協働を含む本資本政策を実施することについて、一般株主の皆様にとっての合理性、公正性及び妥当性を適切に評価する必要があると考えました。そして、当社の企業価値及び株主利益の最大化に向けたあらゆる選択肢を比較及び検討する観点から、2025年8月下旬より、当社との資本提携に関心を示した事業会社6社及びKKRを含むPEファンド10社を招聘したうえで、本資本政策の提案を求めるプロセス(以下「初期的提案依頼プロセス」といいます。)を実施し、企業価値向上策の検討に必要な情報に絞った内容でのデュー・ディリジェンスの機会を付与いたしました。その後、当社は、同年9月下旬、KKRを含むPEファンド7社より、当社の本非公開化策に係る提案及び本上場維持策に係る法的拘束力のない意向表明書を受領いたしました。当社及び本特別委員会は、当該提案書の内容について株式価値評価額及び公開買付価格、取引のスキーム、資金調達力・資金調達的前提条件、成長戦略を含む本非公開化策又は本上場維持策実施後の経営戦略及びその支援体制、従業員の処遇及びガバナンス体制等の経営方針等の諸条件、並びに一般株主の利益の最大化などの観点から慎重に比較検討を行った結果、KKRを含む本非公開化策を提案したPEファンド2社(以下「本最終提案依頼プロセス候補先」といいます。)を最終提案プロセスに招聘したうえで、より詳細なデュー・ディリジェンスの機会を提供し、法的拘束力を有する最終提案の提出を依頼するプロセス(以下「本最終提案依頼プロセス」といいます。)を実施することが望ましいとの結論に至りました。

上記の検討を踏まえて、同年10月上旬、本最終提案依頼プロセスを開始し、本最終提案依頼プロセス候

補先は、同年10月上旬から同年12月上旬まで、当社のビジネス・財務・法務・環境・IT等に関する本格的なデュー・ディリジェンスや国内外における当社事業所の見学、当社経営陣との面談等を通じて、本非公開化策に係る更なる分析と検討を進め、同年12月3日、当社は、本最終提案依頼プロセス候補先の全ての候補先から、本非公開化策の実施を前提とした、法的拘束力を有する最終提案書の提出を受けました。また、KKRから提出された最終提案書において、KKRより、当社の一部事業所に関する精査を目的とした追加のデュー・ディリジェンスの実施の要請を受けたことから、当社は、同年12月上旬から同年12月下旬まで、当社の一部事業所の見学を含むデュー・ディリジェンスを実施いたしました。その後、同年12月24日、当社は、KKRから、本非公開化策の実施を前提とした法的拘束力を有する改訂最終提案書の提出を受けました。

なお、本最終提案依頼プロセスにおけるデュー・ディリジェンスの期間中である2025年11月7日、当社は、2030 Committee から2030 Committee 最終報告を受領し、各WGで検討した結果、2025年8月28日に公表した本中期経営計画は、事業環境や経営体制を踏まえると、十分に達成を目指すことが可能な水準であること、本中期経営計画を策定した現経営陣のもとで、各種目標の達成を追求することにより、当社は持続的な成長と収益力の強化を実現し、その結果として企業価値の向上につながると期待されること、及び本最終提案依頼プロセスを含む本資本政策の検討における本上場維持策か本非公開化策かについての判断は、当社単独では実現し得ない企業価値向上の可能性を主要判断基準とすべきであり、当社が保有する経営資源や独自戦略のみでは得られない付加価値を生み出す可能性のある企業価値向上及び株主共同の利益の確保に資する提案を受領した際には、積極的な検討を行うべきであるという提言を受けております。

その後、当社は、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ及び当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券からの助言並びに上記の2030 Committee での提言内容等を踏まえて、また、本特別委員会の意見も踏まえたうえで、本最終提案依頼プロセス候補先から受領した最終提案書を株式価値評価額、公開買付価格、資金調達力・資金調達の前提条件、本資本政策実施後の成長戦略、当社の財務健全性維持を考慮した財務戦略及びそれらの支援体制、競争法その他の適用法令に基づくクリアランス取得等の手続の確実性等の観点において本非公開化策の実行に係る総合的な検討を進めるとともに、当社業務執行部門から、当社が保有する経営資源や独自戦略のみでは得られない付加価値の有無の評価、上場企業ではなく特定の株主の傘下となる際に予め確認すべきと考えられる技術情報の取り扱いや人材基盤の維持に係る留意点等についても情報提供を受け、当社単独での本上場維持策についても慎重に検討を行い、本非公開化策との比較検討を重ねてまいりました。

当社を取り巻く事業環境は、「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 当社を取り巻く経営環境等」においても記載のとおり、エレクトロニクス事業においては、生成 AI 及びデータセンター需要の拡大、自動車の電動化・電装化等により中長期的な市場成長が見込まれる一方、エレクトロニクス市場の需給循環の影響を受け、景気動向や顧客の在庫調整局面においては短期的な業績変動が生じるリスクが内在しており、かかる変動への対応力の維持及び向上が引き続き経営上の重要課題であると考えております。また、医療・医薬品事業においては薬価改定の継続的な実施等、構造的な収益圧力に直面している一方、製造受託事業では、国内製薬企業における自社製造能力の合理化及び外部委託需要の高まりを背景として、中長期的な成長が見込まれており、かかる事業機会を着実に取り込むべく、生産工場の新規建設を予定しております。このように、当社グループは、エレクトロニクス事業における市場成長機会の拡大と需給循環リスクへの対応、医療・医薬品事業における収益構造改善と製造受託事業の成長投資の実行という、複合的かつダイナミックな事業環境の変化に直面しております。そういった市況環境のもとにおいては、当社製品及び当社が有する技術の中長期的な市場拡大の可能性を的確に捉えつつ、環境変化に応じた機動的かつ柔軟な経営判断を迅速に行うことが、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値向上のために不可欠であると認識しております。

当社グループは、エレクトロニクス事業及び医療・医薬品事業の双方において、将来の競争力強化を見据えた設備投資や技術開発への継続的かつ積極的な投資を必要としている状況下において、本特別委員会からは、本上場維持策を前提とした場合、大株主による評価や、当社株主総会において当社提案の取締役選任議

案が否決される可能性等により、経営体制の不安定化を招くおそれがあるとの指摘がありました。さらに、本非公開化策を実行した場合における、上場企業ではなく特定の株主の傘下となる際に予め確認すべきと考えられる技術情報の取り扱い及び人材基盤の確保に係る留意点については、本非公開化策の実行を検討することを前提としたうえで、本最終提案依頼プロセス候補先との継続的な協議を通じて解消されるべきであるとの意見を受領いたしました。

本特別委員会からの当該意見を踏まえ、本最終提案依頼プロセス候補先の提案内容を総合的に勘案した結果、KKRの本非公開化策に係る最終提案が、KKR以外の本最終提案依頼プロセス候補先から提示された株式価値評価額及び本公開買付価格との比較において最も高額であったこと、資金調達力・資金調達の前提条件がKKR以外の本最終提案依頼プロセス候補先から提示された資金調達の前提条件との比較において有利なものであったこと、本非公開化策実施後、当社の財務健全性維持を考慮した財務戦略及びそれらの支援体制の提案内容がKKR以外の本最終提案依頼プロセス候補先との比較において優位なものであったことから、KKRが本最終提案依頼プロセス候補先の中で最も優れた提案者であると判断いたしました。

かかる判断のもと、当社は、2026年1月上旬より、本取引の実施可能性についてKKRとの間で協議を開始するとともに、KKRから大株主と直接協議を行いたいとの要請を受け、当社及び本特別委員会にてそれを認め、以降、KKRは大株主との具体的な条件交渉を開始しました。

その一方で、当社は、2026年2月24日に、KKR以外の本最終提案依頼プロセス候補先から、大要①当社の上場を維持したうえで、優先株式（潜在的な議決権比率に応じた取締役指名権が受けられる旨の定めがある無議決権株式、かつ、普通株式に優先して剰余金の配当を受けられる権利並びに当社による現金又は普通株式を対価とした償還請求権の定めがある種類株式）による第三者割当増資を実施し、②当該出資によって調達された資金により一部の主要株主からの自己株式取得を実行する旨の法的拘束力を有しない提案書を受領しました。

当該提案について、本特別委員会にて検討を行ったところ、KKR以外の本最終提案依頼プロセス候補先から受領した当該提案は、公正さと透明性を確保することを目的とした当社の検討プロセスから外れて提案されたものであり、手続の公正性を重視している本特別委員会として当該提案を検討すること自体が手続の公正性を害すると考えられ、また、当該提案における配当設計はKKR以外の本最終提案依頼プロセス候補先が一般株主より有利な取り扱いとなるスキームであり、一般株主の利益を損なう可能性があると考えられるとの意見を受領しました。当該意見を踏まえ、当社はKKR以外の本最終提案依頼プロセス候補先との交渉を行わず、KKRとの非公開化策の実施に向けた継続的な協議交渉を進めることといたしました。

その後、2026年3月11日、KKRから当社との間の協議やデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえた、法的拘束力のある最終再改定提案書を受領し、光和による再出資や最終的な条件提示において一定の上方修正を検討する用意がある旨の記載がありました。

しかしながら、DICから本特別委員会に対し、KKRに対する条件見直しを行うよう要請を受けたことから、本特別委員会より、KKRに対し、同日付でDICとの合意形成に向けての議論を進めるよう要請を行いました。

その後、KKR、当社及び本特別委員会にて本非公開化策の実施に向けた継続的な協議・交渉を重ねた結果、当該時点において取得可能な公開情報及びこれまでのデュー・ディリジェンスの結果、並びに積水化学工業との協議状況及びOasis、光和及びDICとの交渉状況を踏まえたものとして、2026年3月23日に、本公開買付価格を4,750円とする記載を含む3月23日付最終提案書を受領し、同年3月24日に、本公開買付価格を4,750円とし、本自己株式取得価額総額（DIC）を82,643,682,400円、本自己株式取得価額総額（光和）を24,678,662,400円とすることで当社とKKRとの間で合意に至りました。

当社単独で本上場維持策を実施した場合には、主要株主による評価等により経営の不安定化を招くおそれが一方向であり、KKRとの本非公開化策を実行した場合は、経営体制の安定化のもと、企業価値向上に向けた各種施策を着実に実行していくことが可能となり、本中期経営計画の実行性を高めることができると考えております。

他方で、当社とKKRとのパートナーシップによって以下のような点が期待できると考えております。

エレクトロニクス事業においては、当社が有する SR を中心とした強固な事業基盤を起点として、エレクトロニクス分野において構造的な成長が見込まれる分野を取り込みながら、KKRの支援のもと、M&Aや事業提携といった非連続的な成長戦略を機動的に活用することが可能となり、事業機会の拡大及び成長スピードの向上が期待されます。これらの施策を通じて、当社グループのエレクトロニクス事業は、新たな成長フェーズへと移行することができるものと考えております。

医療・医薬品事業においては、薬価改定等の制度変更や市場環境の変化に対する耐性を高めつつ、事業構造改革を着実に推進することが重要であると認識しております。KKRが医薬品製造受託企業を含むヘルスケア業界への投資を通じて蓄積してきた知見を活用することにより、当社は市場環境の変化に柔軟に対応可能な事業運営体制の構築を図ることができるものと考えております。

ICT&S 事業においては、安定的な収益基盤の確立と成長性の向上を同時に実現し、当社グループ全体の事業ポートフォリオの多様化及び企業価値の持続的向上に貢献する重要な事業領域へと発展できると考えております。

(iii) 判断内容

上記「(i) 検討体制の構築の経緯」及び「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載の経緯のもとで、当社は、本日開催の当社取締役会において、SMBC日興証券から、2026年3月30日付で受領した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（SMBC日興証券）」といいます。）の内容及び西村あさひから受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から取得した2026年3月31日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、上記「(ii) 検討・交渉の経緯」のとおり、当社単独で本上場維持策を実施する場合と比較して、外部パートナーとの本非公開化策を実施することの方が、当社の企業価値向上により資するものであり、KKRによる本非公開化策が、当社が取りうる企業価値向上策の中で最善のものであると判断いたしました。

また、国内及び海外企業を中心に豊富な投資実績及び知見・ネットワークを有しているKKRのサポートのもと、当社の事業戦略の推進を一層強化することにより、当社の中長期的な企業価値向上の実現可能性を高めることができると判断いたしました。

加えて、本取引を通じた非公開化策の実施により、安定した株主構成を確保したうえで、企業価値向上に向けた各種施策を着実に実行していくことが可能となり、本中期経営計画の実行性を高めることができると考えました。

なお、非公開化を実施した場合、一般論として、株式市場から直接的に公募増資等のエクイティ・ファイナンスによる資金調達ができなくなりますが、当社においては、本取引により、KKRの信用力を背景として、適宜最適な資金調達手段を活用することが可能となることから、当社資金調達への影響の面において、特段のデメリットは見受けられないと考えております。また、当社が長らく安定的に事業を営んでおり、取引先との関係でもすでに十分な知名度や社会的信用を有していることからすれば、主要株主との間で資本関係を解消し公開買付者のグループに入ることによる当事業への影響の面でも、特段のデメリットは見受けられないと考えております。さらに、上記「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載の、本特別委員会から受領した「上場企業ではなく特定の株主の傘下となる際に予め確認すべきと考えられる、技術情報の取り扱い及び人材基盤の確保に係る留意点」に関しても、KKRより、KKRとしても当該留意点への配慮が必要であることは共通の認識であり、本非公開化策の実行以降も適切に手当てを行うとの説明を受けており、また、本合意書において公開買付者の当社グループの従業員の雇用維持や技術情報の管理に関する規定が設けられており、今後も相互に協力して取り組んでいくこととなっていることから、適切に対応できるものと判断しております。

また、当社は、以下のとおり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他諸条件について妥当であると判断いたしました。

(a) 上記「(ii) 検討・交渉の経緯」のとおり、本公開買付価格は、複数の PE ファンドによる法的拘束

力のある提案における提案価格のうち最も高い価格であること。

- (b) 当社において、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられたうえで、本特別委員会の関与のもと、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたこと。
- (c) 本公開買付価格が、下記「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書（SMB C日興証券）におけるSMB C日興証券による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法（基準日2）、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果の上限を上回っていること。
- (d) 本公開買付価格その他の本公開買付けの条件は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した2026年3月31日付答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。
- (e) 公開買付者は、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）を原則21営業日（ただし、日本及び米国における休日の差異により、21営業日を超える日数とする可能性があるとのことです。）とする予定とのことですが、本公開買付けの開始予定の公表から実際の本公開買付けの開始までに少なくとも6ヶ月程度を要することを見込んでいるため、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会が確保されているといえること。
- (f) 本取引において、本株式併合をする際に株主に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主（公開買付者、本不応募合意株主及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であることから、一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること。

他方で、本公開買付価格は、昨日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値（5,007円）並びに直近1ヶ月（2026年3月1日から2026年3月30日まで）、直近3ヶ月（2025年12月31日から2026年3月30日まで）及び直近6ヶ月（2025年10月1日から2026年3月30日まで）の終値単純平均値（5,125円、5,175円、4,761円）に対していずれもディスカウント（5.13%、7.32%、8.21%、0.23%）となる金額となっております。当社株式の市場価格については、①本憶測報道を契機とした非公開化への期待感が株価に影響を与えている可能性が考えられ、また、上記（c）のとおり、本公開買付価格が、下記「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書（SMB C日興証券）におけるSMB C日興証券による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法（基準日2）、類似上場会社比較法及びDCF法による算定結果の上限を上回っていることを踏まえると、当社株式の本源的価値が相応に反映されていると考えられることから、必ずしも当社の一般株主の皆様にとって不利益な価格ではないとの見方も可能と考えておりますが、上記のとおり、本公開買付価格が昨日の終値、並びに、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の終値単純平均値に対して一定のディスカウントとなる金額であることに鑑みて、当社としては、現時点では、（a）乃至（f）を総合的に勘案すると本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとったうえで、応募するか否かに係る最終的な判断を株主の皆様にご委ねることが相当であるとの判断に至りました。

以上より、当社は、本日開催の当社取締役会において、現時点における当社の意見として、本公開買付け

が開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

また、本公開買付けは、本前提条件が全て充足された場合又は公開買付者により放棄された場合には、速やかに開始される予定とのことであり、本日現在、公開買付者は、2026年10月上旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、本クリアランスに係る手続を所管する国内外の当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせするとのことです。

このため、当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、2026年3月31日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる本特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。当社としては、上記のとおり、本憶測報道後の当社株価は必ずしも適切な価格形成がされておらず、当社の本源的価値を適切に反映したものではないという評価も不合理ではないと考えているところ、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものかつ、本公開買付価格が当社の本源的価値が相応に反映されていると合理的に評価可能な妥当な価格であることに鑑みれば、公開買付者プレスリリース及び本プレスリリースによって本取引に関する正確な情報が市場に対して十分かつ適切に提供される結果、本公開買付けが開始される時点において、本公開買付価格が当社株価から一定のディスカウントであるという状況が解消されるなど、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することができる状況が整う場合には、本特別委員会の再意見を最大限尊重したうえで、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非について2026年3月31日時点の中立意見を変更し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することをも含めて検討いたします。

なお、上記当社取締役会における決議の方法は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2026年3月30日付で本株式価値算定書（SMBC日興証券）を受領いたしました。なお、当社は、当社及び公開買付者において、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

SMBC日興証券は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。SMBC日興証券の報酬には、本取引の成立を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等を勘案すれば、かかる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

また、本特別委員会は、2025年4月7日開催の第2回特別委員会において、SMB C日興証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認したうえで、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

(ii) 当社株式に係る算定の概要

SMB C日興証券は、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較法による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を採用して当社株式価値算定を行いました。上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法（基準日1）	4,761円～5,175円
市場株価法（基準日2）	2,187円～2,551円
類似会社比較法	2,064円～3,145円
DCF法	2,633円～4,008円

市場株価法では、①2026年3月30日を算定基準日（以下「基準日1」といいます。）として、当社株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値5,007円、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,125円、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,175円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値4,761円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を4,761円～5,175円まで、②当社株式の非公開化に関する本憶測報道により、当社株式の市場価格が影響を受けていないと考えられる2025年5月27日を算定基準日（以下「基準日2」といいます。）として、当社株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値2,615円、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,551円、直近3ヶ月間の終値単純平均値2,325円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値2,187円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,187円～2,551円までと算定しております

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,064円～3,145円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した2026年3月期から2031年3月期までの6期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した、当社が生み出すと見込まれる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,633円～4,008円までと算定しております。

また、当社が作成した本事業計画については、本特別委員会にて、当社の公表済みの本中期経営計画から、事業環境・成長性の違いを考慮した開示セグメント毎の成長戦略を反映し、具体的な数値について足元の業績を踏まえて適切に見直されており、本中期経営計画と比較して重要なKPI及び見積もり方法に関して大きな差異もなく、合理性がある旨が確認されております。

なお、SMB C日興証券がDCF法による算定に用いた本事業計画においては、各々前事業年度と比較して、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な変動を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期においてはエレクトロニクス事業における国内事業所の大型設備投資により対前年比で大幅な減少（8,907百万円）、2028年3月期において前年の設備投資額が減少することにより対前年比で大幅な増加（11,494百万円）を見込んでおります。また、本事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではないため、本公開買付けにより実現することが期待されるシナジー効果については、本事業計画には加味しておりません。

（注）SMB C日興証券は、本株式価値算定書（SMB C日興証券）の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解

を招くようなものであるとする事実又は状況等につき当社において一切認識されていないことを前提としております。また、当社グループの資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、当社グループに関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに本株式価値算定書（SMBC日興証券）に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。SMBC日興証券が、本株式価値算定書（SMBC日興証券）で使用している、SMBC日興証券に提供された本事業計画及びその他将来に関する情報は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。また、本株式価値算定書（SMBC日興証券）において、SMBC日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定をおいて分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。SMBC日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。

② 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項について検討するにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーであるプルータスから、2026年3月30日に当社株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（プルータス）」）といたします。なお、本特別委員会は、当社及び公開買付者において、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、プルータスから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

プルータスは公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。本取引に係るプルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 当社株式に係る算定の概要

プルータスは、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を採用して当社株式価値算定を行いました。なお、市場株価法については、当社が非公開化へ向けた手続を進めている旨の報道が2025年5月27日になされたのを契機として、報道翌日に急騰して以来、現在に至るまで継続的に上昇しており、その後も、同様の憶測が報じられる度に類似上場会社とは異なる値動きを見せていることも踏まえると市場株価の客観性に全面的な信頼を置きがたい状態であることから、参考情報として示すにとどめております。

市場株価法	4,761円～5,175円
類似会社比較法	2,959円～3,978円
DCF法	3,355円～4,641円

参考情報として位置付けている市場株価法では、2026年3月30日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値5,007円、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,125円、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,175円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値4,761円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を4,761円～5,175円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,959円～3,978円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した本事業計画を基に、2026年3月期から2031年3月期までの6期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たり価値の範囲を3,355円～4,641円までと算定しております。

プルータスがDCF法に用いた本事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないものの、フリー・キャッシュ・フローの大幅な変動を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期においてはエレクトロニクス事業における国内事業所の大型設備投資により対前年比で大幅な減少(8,924百万円)、2028年3月期において前年の設備投資額が減少することにより対前年比で大幅な増加(11,562百万円)を見込んでおります。

また、本事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではないため、本公開買付けにより実現することが期待されるシナジー効果については、本事業計画には加味しておりません。

(注) プルータスは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の役職員(ただし、公開買付者から独立した者に限り)による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ただし、プルータスは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回のインタビューを行いその内容を分析及び検討しております。また、当社が作成した本事業計画については、本特別委員会にて、当社の公表済みの本中期経営計画から、事業環境・成長性の違いを考慮した開示セグメント毎の成長戦略を反映し、具体的な数値について足元の業績を踏まえて適切に見直されており、本中期経営計画と比較して重要なKPI及び見積もり方法に関して大きな差異もなく、合理性がある旨が確認されております。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズ・アウト手続を実施することを予定しておりますので、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記

載のとおり、本公開買付けにより当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、本スクイズ・アウト手続を実施することを企図しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、(i)会社法第 180 条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び(ii)本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して本公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、本公開買付けが 2026 年 10 月上旬までに開始できた場合には、2026 年 12 月下旬の開催を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日（以下「本スクイズ・アウト効力発生日」といいます。）において、当社の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなるとのことです。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになるとのことです。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者、当社及び本不応募合意株主を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に対し要請する予定とのことです。また、本株式併合の割合は、本日現在未定ですが、公開買付者及び本不応募合意株主のみが当社株式を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者、当社及び本不応募合意株主を除きます。）の所有する当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定されるよう当社に要請する予定とのことです。当社は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。ただし、本公開買付け後において、本不応募合意株主のいずれかが所有する当社株式数以上の当社株式を所有する株主（公開買付者及び各本不応募合意株主を除きます。）が存在し又は生ずることが見込まれる場合、公開買付者は、本不応募合意株主と協議のうえ、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」の「本取引のストラクチャー概要図」に記載した資本関係を実現すべく、本不応募合意株主から公開買付者に対する当社株式の無償の貸付けその他の必要な措置を講じる予定とのことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった当社の株主の皆様（公開買付者、当社及び本不応募合意株主を除きます。）は、当社に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められているとのことです。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった当社の株主の皆様（公開買付者、当社及び本不応募合意株主を除きます。）の所有する当社株式の数は 1 株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する当社の株主の皆様（公開買付者、当社及び本不応募合意株主を除きます。）は、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、株式買取請求及び価格決定の申立てを行うことができることになるとのことです。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は最終的に裁判所が判断することになるとのことです。

上記の手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立し

た場合には、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主の皆様（公開買付者、当社及び本不応募合意株主を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、この場合に当該当社の各株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該当社の各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と当社が協議のうえ、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本譲渡制限付株式については、その割当契約書において、譲渡制限期間中に、当社の支配株主の異動（新たに当社の支配株主となる者が生じる場合に限り、）を伴う行為（当社の支配株主の異動を伴う、当社による募集株式の発行等及び当社の株券等を対象とする公開買付けを含みますがこれらに限られません。以下「支配株主異動行為」といいます。）が実行された場合（ただし、当社の支配株主の異動が生じた日（以下「支配株主異動日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限るとのことです。）には、当社取締役会の決議により、支配株主異動日の前営業日の直前時をもって、当該日において付与対象者が保有する本譲渡制限付株式の全部について譲渡制限を解除するとされているとのことです。ただし、本譲渡制限付株式のうち譲渡制限付株式報酬については、その割当契約書において、（a）支給対象期間（譲渡制限付株式報酬の割当に係る取締役会決議日の直前の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日の前日まで）に、支配株主異動行為が実行された場合には、支配株主異動日において付与対象者が保有する本譲渡制限付株式の数に、本譲渡制限付株式の割当に係る取締役会決議日の直前の定時株主総会の日属する月の翌月から起算して支配株主異動日が属する月までの月数を12で除した数を乗じた結果得られる数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるとのことです。）の本譲渡制限付株式について譲渡制限を解除するとされ、（b）上記（a）に該当する場合は、当社は、支配株主異動日をもって、同日における付与対象者の保有に係る譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされているとのことです。本スクイズ・アウト手続においては、上記の規定に従い、譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本スクイズ・アウト手続の対象とする予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取り扱いについては、当社の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当しません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメントバイアウト取引には該当しません。もっとも、公開買付者が本取引を通じて当社株式を非公開化することを目的としており、また、公開買付者は、Oasis との間において本 Oasis 応募契約を締結するとともに、本不応募合意株主との間において本不応募契約を締結していること、かつ、本自己株式取得において当社が本不応募合意株主からその所有する当社株式の取得を予定していること、本光和再出資を予定していることから、Oasis 及び本不応募合意株主と当社の少数株主の皆様との利害が必ずしも一致しない可能性があることを考慮し、当社及び公開買付者は、本公開買付け価格の公正性を担保しつつ、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、本取引の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避する観点から、以下のような措置を実施いたしました。以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

なお、公開買付者は、Oasis が所有する全ての当社株式 17,384,460 株（所有割合：15.62%）及び本不応募予定株式 29,536,400 株（所有割合：26.54%）を合計すると 46,920,860 株（所有割合：42.17%）となるため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様への利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マ

ジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定していないとありますが、公開買付者及び当社において以下の措置が講じられていることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことであり、当社としても同様に判断しております。

① 複数の買い手候補先からの提案の受領と検討

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は当社の企業価値及び株主利益の最大化に向けたあらゆる選択肢を比較及び検討する観点から、事業会社6社、PEファンド10社を招聘したうえで、初期的提案依頼プロセスを実施し、2025年9月下旬、KKRを含むPEファンド7社より、当社の本非公開化策に係る提案及び本上場維持策に係る法的拘束力のない意向表明書を受領いたしました。その後、当社及び本特別委員会において慎重に比較検討を行った結果、KKRを含む非公開化策を提案したPEファンド2社を本最終提案依頼プロセスに招聘したうえで、より詳細なデュー・ディリジェンスの機会を提供し、本最終提案依頼プロセスを実施することが望ましいとの結論に至りました。そして、同年10月下旬、本最終提案依頼プロセスを開始し、本格的なデュー・ディリジェンスや国内外における当社事業所の見学、当社経営陣との面談等の実施を経て、同年12月上旬、当社は、本最終提案依頼プロセス候補先の全てから、本非公開化策の実施を前提とした、法的拘束力を有する最終提案書を受領いたしました。

その後、当社は、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ及び当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券からの助言等を踏まえて、また、本特別委員会の意見も踏まえたうえで、総合的に検討した結果、KKRの本非公開化策に係る最終提案が、KKR以外の本最終提案依頼プロセス候補先との比較において優位なものであったことから、KKRが本最終提案依頼プロセス候補先の中で最も優れた提案者であると判断いたしました。なお、法的拘束力のある提案を提出した本最終提案依頼プロセス候補先のうち、公開買付価格について、KKRが提示した条件と比べて、当社の株主の皆様にとってより有利な条件を提示した候補者は存在しません。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、上記「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券より、2026年3月30日付で本株式価値算定書(SMBC日興証券)を取得しております。

本株式価値算定書(SMBC日興証券)の概要は、上記「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 当社株式に係る算定の概要」をご参照ください。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する意見表明に関する意思決定過程における公正性、客観性及び合理性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーである西村あさひを選任し、西村あさひから、本公開買付けに関する意見表明、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、西村あさひは、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、西村あさひの独立性に問題がないことを確認したうえで、当社のリーガル・アドバイザーとして承認いたしました。なお、西村あさひに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、本特別委員会は、2025年4月7日開催の第2回特別委員会において、西村あさひの独立性及び専門性に問題がないことを確認したうえで、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、KKRを含む複数のPEファンドより、取引スキーム、買収価格を含む、本非公開化策に係る法的拘束力を有しない意向表明書を受領したことから、企業買収における行動指針を踏まえ、検討プロセスの公正さと透明性を確保しつつ、真摯な検討を行う必要があると判断し、2025年3月12日開催の当社取締役会において、土屋恵子氏（当社独立社外取締役）、佐藤郁美氏（当社独立社外取締役）、杉浦秀徳氏（当社独立社外取締役）、及び樋爪昌之氏（社外有識者。なお、本特別委員会発足当初は、企業買収における行動指針を踏まえて、本特別委員会の委員のスキルマトリクスとして、公認会計士としての実務経験が豊富であり、かつ過去に当社の社外役員を経験し、当社の事業内容にも一定精通している樋爪昌之氏が社外有識者として本特別委員会の委員として就任していましたが、その後、2025年6月の定時株主総会において、公認会計士としての実務経験が豊富な丸山みさえ氏が当社の社外取締役として就任し、当社の社外取締役のみを本特別委員会の委員とすることもスキルマトリクスが充足されたなかで、樋爪昌之氏から一身上の都合により辞任の申し出があったため、同年7月2日に、同氏は特別委員会の委員を辞任しております。）の4名から構成される特別委員会（なお、当社は、同年6月21日付で当社の社外取締役として選任された丸山みさえ氏（当社独立社外取締役）を同年6月25日付で本特別委員会の委員として追加で選任しており、当該追加選任後においては丸山みさえ氏を含む5名によって構成される特別委員会を、樋爪昌之氏の辞任以降においては樋爪昌之氏を除く4名によって構成される特別委員会を、以下「本特別委員会」といいます。）の設置を決定いたしました。なお、本特別委員会は、互選により、同年3月21日に本特別委員会の委員長として土屋恵子氏を選定しておりますが、当人の業務負担の事情により、同年4月21日に、本特別委員会の委員長を佐藤郁美氏に変更しております。

当社は、本特別委員会に対し、①(a)上場維持を前提とする企業価値向上策と(b)非公開化を前提とする企業価値向上策それぞれの実現可能性を含む合理性を検討すること、②当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させる観点からの、(a)上場維持を前提とする企業価値向上策と(b)非公開化を前提とする企業価値向上策の比較検討及び望ましい施策を検討すること、③(a)上場維持を前提とする企業価値向上策よりも(b)非公開化を前提とする企業価値向上策の方が望ましいと判断される場合における、各非公開化提案の目的の正当性・合理性、取引条件の公正性・妥当性、手続の公正性等の観点からの検討を含む、比較検討を行い、当社取締役会において非公開化策に係る提案を承認すべきか否かについて、取締役会に提言又は勧告を行うこと（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）を委嘱するとともに、当社取締役会は、上記委嘱事項に関する本特別委員会の判断内容を最大限尊重して当該事項に関する意思決定を行うこととするとともに、(i)当社のファイナンシャル・アドバイザー、第三者評価機関、法務アドバイザーその他のアドバイザー（以下「アドバイザー等」と総称します。）を指名又は承認（事後承認を含みます。）すること、(ii)特別委員会のアドバイザー等を選任すること（特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は当社の負担とする。）、(iii)当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求め、及び(iv)当社が、上場維持を前提とする企業価値向上策であるか各非公開化提案を含む非公開化を前提とする企業価値向上策であるかを問わず、各買収提案者その他の関係者との間で行う協議・交渉過程には、事前に方針を確認し、適時に報告を受け、重要な局面で意見を述べ、要請を行うこと等の権限を付与することといたしました。また、本特別委員会は、当社の少数株主の利益に十分に配慮したうえで本資本政策を検討する必要があることから、同年7月上旬に、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータスを、法務アドバイザーとしてLBX法律事務所をそれぞれ選任いたしました。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年3月21日から2026年3月30日の間に合計37回にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行って、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。また、各会議日以外においても、電子メール等を通じて随時、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行ったほか、必要に応じて、本特別委員会並びにプルータス及びLBX法律事務所のみで会議を開催し、業務執行に関与する当社役員の出席を伴わない体制の下で、本諮問事項に関する協議を行いました。

本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認しており、当社の法務アドバイザーである西村あさひについて、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本応募合意株主及び当社の関連当事者には該当しないこと及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認のうえ、その選任を承認しております。また、本特別委員会は、本特別委員会のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータスをその独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、選任し、本特別委員会の法務アドバイザーであるLBX法律事務所について、公開買付者関係者及び当社の関連当事者には該当しないこと及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認の上、選任しております。さらに、本特別委員会は、下記「⑧ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり当社が社内構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しております。

本特別委員会は、当社から、本取引の目的や意義、当社が保有する経営資源や独自戦略のみでは得られない付加価値の有無の評価、本非公開化策の実行により当社に生じうる技術情報リスクや人材流出リスクの発現による企業価値の毀損の可能性等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、公開買付者関係者に対して質問事項を提示し、公開買付者関係者から、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針、本非公開化策の実行により当社に生じうるディスシナジーに対する対処方針等についてインタビュー又は書面回答の形式により質疑応答を実施しております。

また、上記「(3) 算定に関する事項」の「② 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、プルータス及びSMBC日興証券から、それぞれが実施した当社の株式価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件等について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しました。

加えて、本特別委員会は、当社の公開買付者との交渉について、随時、当社及びSMBC日興証券から報告を受け、審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会は、公開買付者からの本公開買付価格に関する提案を受領次第、それぞれの提案について報告を受け、SMBC日興証券及びプルータスから対応方針及び公開買付者との交渉方針等についての分析・意見を聴取したうえで、プルータスから受けた財務的見地からの助言及びLBX法律事務所からの法的見地に基づく助言を踏まえて検討を行いました。そのうえで、本特別委員会は当社に対し、当社としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見、指示及び要請を行う等、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与しております。

(iii) 2026年3月31日付答申書の概要

本特別委員会は、以上の経緯の下で、LBX法律事務所から受けた法的助言、プルータスから受けた助言及び2026年3月30日付で提出を受けた本株式価値算定書（SMBC日興証券）及び本株式価値算定書（プルータス）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2026年3月31日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2026年3月31日付答申書を提出しております。

(a) 答申内容

1. 本非公開化策の実施を前提とする本取引の目的は、本特別委員会が認識している当社の現状の課題の解消に資するものであり、当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本上場維持策と比較して望ましい施策であると評価できる。そのうえで、本特別委員会は、本取引の目的が当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であると考えます。
2. 本公開買付価格、本自己株式取得価格、本取引のスキームその他の取引条件は、本公開買付価格が本公開買付けの公表日の前営業日である2026年3月30日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値を下回る金額であることを踏まえると、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨できる水準にあるとまではいえぬものの、(i) プルータスによる株式価値算定結果における類似会社比較法及びDCF法の算定結果の上限を上回る価格であること、(ii) SMBC日興証券による株式価値算定結果における市場株価法(基準日2)、類似会社比較法及びDCF法の算定結果の上限を上回る価格であること等に鑑みると、当該取引条件が不合理であるとまではいえぬ。従って、当社が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねる旨の決定を行うことにあたり、必要となる妥当性は満たされているものと考えます。
3. 本取引に係る手続は公正なものであると考えます。
4. 本公開買付価格は当社の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないものの、上記1.乃至3.を踏まえると、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えます。

(b) 答申理由

ア. 本諮問事項①及び②について

本非公開化策の実施を前提とする本取引の目的は、下記(ア)の本特別委員会の認識する当社の現状の課題の解消に資するものであり、当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本上場維持策と比較して望ましい施策であると評価できる。そのうえで、本特別委員会は、本取引の目的が、以下の(ア)乃至(エ)を総合的に勘案すると、当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であると考えます。

(ア) 本特別委員会の認識する当社の現状の課題

本特別委員会は、当社の株主構成に相当程度の持株比率を有する株主が複数存在することを、当社の経営環境を理解する上での重要な前提事情であると認識している。また、本特別委員会としては、各委員が当社社外取締役として従事してきた中で、当社においてこれまで経営管理機能及び内部統制システムの構築に向けた取組みが進められてきたと認識している。他方、グループ企業に係るコーポレートガバナンスの要請が厳格化する社会情勢の下、とりわけ上場会社として、今後も安定した収益力を確保し、自律的かつ持続的な成長を実現していくためには、経営管理機能及び内部統制システムの更なる整備及び強靱化が求められており、そのために当社の人的・組織的リソースをこれらの重要分野に重点的に投入していくことが課題であると認識している。本特別委員会は、主要株主の存在は当社に対する重要な支援基盤を形成するものと評価する一方、経営方針に関する考え方が必ずしも一致しない場合も想定されることから、当社が重要な経営施策の検討及び実行に際して、株主との対話や意見交換を要する場面が生じ得ると考えている。その結果、経営陣及び社内的人的・組織的リソースが株主対応に一定程度割かれることで、中長期的な視点に立った成長投資や、経営管理機能及び内部統制システムの整備・強靱化に向けた取組みに一定の影響を及ぼし得ると考えている。特に、当社グループを取り巻く事業環境が大きく変化する中においては、市場ニーズを先取りする技術開発投資、事業ポートフォリオの最適化及び人的資本の拡充等を機動的に実行することが求められる。しかし、株主構成の特性を踏まえた慎重な意思決定プロセスや、経営管理体制及び内部統制システムの整備・強靱化が必要とされる状況は、経営の機動性の観点から一

定の影響を及ぼし得ると考えている。以上を踏まえ、本特別委員会は、当社が今後も安定した収益力を確保し、自律的かつ持続的な成長を実現するためには、人的・組織的リソースを重要分野に集中させるとともに、中長期的な視点に立った成長投資や経営管理機能及び内部統制システムの整備・強靱化に必要な経営資源を投入できる体制を築くことが重要であると考えている。

(イ) 本取引に関するKKRの認識又は考え

KKRによれば、本取引を通じた本非公開化策の実施により、エレクトロニクス事業における顧客毎の基板要件に対応した分子設計・配合設計力、医療・医薬品事業における治験薬及び再生医療関連の受託製造体制、並びに人的資本及び安定した顧客基盤を有する当社と、エレクトロニクス分野における豊富な投資実績、データセンター投資を通じた顧客リレーション及びグローバル・ネットワークを有するKKRが戦略的パートナーとして連携することにより、当社の成長を加速させることが可能になり、また、本取引の実行後は、当社の役職員と連携しつつ、KKRが有する人的・資本的リソース、ノウハウ及びネットワークを活用し、オーガニック及びインオーガニック双方の成長戦略の推進を通じて、当社の更なる事業成長及び企業価値向上を目指す予定とのことである。また、当社の経営陣と経営方針及び事業戦略について議論のうえ、売上成長及び収益性改善に向けた施策の実施を検討する予定とのことである。また、本取引の実行後も当社従業員の雇用及び処遇水準は維持することを前提とし、当社経営陣に対して一定の経営権限を委任し、その主体的な経営判断を尊重する方針とのことである。

さらに、本株式併合の効力発生後に行われる本光和再出資は、当社の創業者の親族の資産管理会社であり、当社の企業理念及び文化に深い理解を有する光和が、本取引実行後も当社株式を間接的に一定割合保有し、KKRによる支援を補完する観点から、情報提供、企業理念や文化を踏まえた助言及び取引先との関係維持支援等の役割を担い、当社の経営の安定性及び持続性の確保、企業理念や文化の継承に寄与し、並びに円滑な事業運営を支援して、企業価値の維持及び向上を図ることを目的とするものとのことである。

(ウ) 本取引に関する当社の認識又は考え

当社によれば、本取引の実施によって期待される効果として、エレクトロニクス事業においては、当社が有するSRを中心とした強固な事業基盤を起点として、エレクトロニクス分野において構造的な成長が見込まれる分野を取り込みながら、当社製品のエンドマーケット及び事業領域の拡張を図ることが可能になり、特に、KKRのネットワークを通じた事業開発が期待できること、医療・医薬品事業については、制度変更や市場環境の変化への耐性を高めつつ事業構造改革を推進することが重要であり、KKRがヘルスケア投資を通じて蓄積した知見の活用により、柔軟な事業運営体制の構築が可能になること、ICT&S事業については、KKRの成長支援に関する知見の活用により、グループの技術やノウハウを横断的に高度化し、競争力のあるプロダクトやサービスの創出を加速できることを認識しており、当社は、国内及び海外企業を中心に豊富な投資実績並びに知見及びネットワークを有するKKRのサポートのもと、当社の事業戦略の推進を一層強化することにより、当社の中長期的な企業価値向上の実現可能性を高めることができると判断している。

また、本取引を通じた本非公開化策の実施により、安定した株主構成を確保したうえ、企業価値向上に向けた各種施策を着実に実行していくことが可能となり、本中期経営計画の実行性を高めることができると考えている。

(エ) 本取引に関する本特別委員会の認識又は考え

本特別委員会は、KKRから、上記(イ)の事項を含む本非公開化策の実施によって創出されるシナジー効果を含む本取引の意義及び目的並びに本取引後の当社の事業運営方針について説明を受け、これらの事項に関する書面による質疑応答を通じてKKRの見解を確認した。その結果、本特別委員会として、本取引に関するKKRの認識又は考えに特段不合理な点は認められないと判断した。

また、本特別委員会は、上記(ウ)の事項を含む本取引に関する当社の認識及び考え方について

も説明を受け、当社の見解を確認した。その結果、本特別委員会として、本取引に関する当社の認識又は考えに特段不合理な点は認められないと判断した。

加えて、本特別委員会としても、本取引により当社株式の上場廃止及び株主構成の変更に伴うディスシナジーの有無について独自に検討を行った。具体的には、当社が上場会社であることにより享受してきた社会的信用力やブランド価値については、非上場化により一定の影響が生じ得るほか、株式を活用した役職員向けインセンティブ施策の柔軟性が一定程度制約される可能性がある。また、当社の主要な取引先との関係においては、本取引により米国を本拠とする投資ファンドであるKKRの傘下に入ることに伴い、株主構成の変化に対する取引先の受け止め方や当社の事業運営方針に対する見方に一定の影響が生じ得ることも想定される。さらに、従業員の採用及び人材確保の観点においても、上場会社であることによるブランド価値に一定の影響が生じ得るものと考えられる。もっとも、本特別委員会は、KKRの日本企業への投資実績及び支援方針並びに本取引後の経営体制維持の方針等を踏まえれば、上記の影響はいずれも本取引後の体制の下で十分に対応可能な範囲にとどまるものとする。以上を総合的に勘案すると、非上場化及び株主構成の変更に伴うディスシナジーは、将来の当社のキャッシュ・フローに重大な悪影響が生じることが合理的に見込まれる程度のものでなく、本取引による当社の企業価値向上効果を否定するものではないと判断する。

以上を踏まえ、本特別委員会は、本取引の目的は当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であると考えます。

イ. 本諮問事項③について

本公開買付価格、本自己株式取得価格、本取引のスキーム、その他の取引条件は、以下の（ア）乃至（オ）を総合的に勘案すると、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨できる水準にあるとまではいえないものの、当該取引条件が不合理であるとまではいえない。従って、当社が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねる旨の決定を行うことにあたり、必要となる妥当性は満たされているものとする。

（ア）本公開買付価格

本公開買付価格である4,750円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年3月30日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値並びに同日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値を下回る金額であることを踏まえると、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨できる水準にあるとまでは認められない。もっとも、本最終提案依頼プロセスにおいて法的拘束力のある提案を提出した候補者の提案価格の中で、本公開買付価格が最も高い価格であり、本特別委員会の実質的な関与の下で真摯な交渉を重ねて合意に至った価格であること、本事業計画の内容について重要な前提条件や実現可能性等に不合理な点は認められず、当社の株式価値算定の前提とするに足る合理性を有するものと認められること、プルータスによる株式価値算定結果における類似会社比較法及びDCF法の算定結果の上限を上回る価格であること、SMB C日興証券による株式価値算定結果における市場株価法（基準日2）、類似会社比較法及びDCF法の算定結果の上限を上回る価格であること、本憶測報道日においてなされた本憶測報道により、当社株式の市場価格が影響を受けていないと考えられる2025年5月27日の当社株式の株価を基準とした場合には相当程度のプレミアムが付されていると認められることを総合的に勘案すると、本公開買付価格には一定の合理性が認められ、妥当性を否定すべき水準とまでは認められない。

（イ）本自己株式取得価格

本自己株式取得価格は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定の適用を考慮し、本不応募合意株主が本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に本不応募予定株式を本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定されている。公開買付者は、本自己株式取得価格について、本公開買付けを含む本取引の実行を通じた本不応募予定株式の売却可

能性を最大化しつつ、他方で、当該価格の最大化も追求したいとの意向を有していた本不応募合意株主との間で、個別に協議・交渉を重ねた。その結果、(i)本不応募合意株主ごとに見込まれる税効果の金額が異なること、及び(ii)本不応募合意株主としても本公開買付けの成立可能性を高める観点から、本自己株式取得価格(DIC)は3,614円、本自己株式取得価格(光和)は3,492円と設定された。かかる金額設定により、本自己株式取得価格を抑制し、その差額を一般株主への配分に充てることで公開買付け価格の最大化を図ることが可能となる。また、本自己株式取得価格は、一般株主の犠牲の下に本不応募合意株主に不当に利益を付与するものではないと認められる。

(ウ) 本スクイーズ・アウト手続において一般株主に交付される金額

本スクイーズ・アウト手続において、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった当社の各株主(公開買付者、当社及び本不応募合意株主を除く。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、この場合に当該各株主に交付される金銭の額は、本公開買付け価格に各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定のことである。本公開買付け価格は上記(ア)のとおり一定の合理性があり、妥当性を否定すべき水準とまでは認められないところ、本スクイーズ・アウト手続において一般株主に交付される金額についても、本公開買付け価格と同様の考え方により一定の合理性があり、妥当性を否定すべき水準とまでは認められない。

(エ) 本取引のスキームの妥当性

本スクイーズ・アウト手続においては、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(ただし、本不応募合意株主を除く。)に対しても最終的に金銭が交付される予定であり、その交付金額は、上記(ウ)記載のとおり、本公開買付け価格に当該株主が所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であることから、当社の一般株主に対して本公開買付けへの応募の是非を適切に判断する機会が確保され、強圧性が生じないよう十分に配慮されたものと評価できること、また、本減資等は、本自己株式取得の実施に必要な分配可能額及び本自己株式取得に係る資金を確保する目的で行われるものであって特段不合理な点は認められず、さらに、本自己株式取得については、上記(イ)記載のとおり、本自己株式取得価格を抑制し、その差額を一般株主への配分に充てることにより公開買付け価格の最大化を図ることを企図するものであり、かかるスキームの採用により、本公開買付けを通じて当社の一般株主に対し、より高い価格での売却機会を提供することが可能となると認められることを踏まえると、本取引のスキームには特段不合理な点は認められず、妥当なものであると考えられる。

(オ) 本合意書の内容

本合意書の内容は、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本合意書」のとおりであり、独立当事者間における真摯な交渉の結果合意された条件については、特段の事情がない限り、一方当事者に特に有利な条件となることは通常想定されないところ、本合意書の当事者である当社及び公開買付者は独立当事者であり、その交渉過程において一方当事者に特に有利な条件となるような交渉が行われた等の事情は見受けられない。また、本合意書は、本特別委員会が独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認したリーガル・アドバイザーである西村あさひからの法的助言を受けたうえで合意に至った内容であると認められる。以上の事情を踏まえると、本合意書の内容は、妥当なものと評価できる。

本取引に係る手続は、以下の(ア)乃至(ス)を総合的に勘案すると、公正なものであると考えられる。

(ア) 特別委員会の設置

(i)本取引においては、早期の段階から本特別委員会が本取引への関与を開始しており、本取引に係る取引条件の形成過程の初期段階から、本特別委員会が本取引に関与する状態が確保されていたこと、(ii)本特別委員会は当社独立社外取締役4名で構成されており、各委員はいずれも当社に対して法律上の義務と責任を負い、当社取締役会の構成員として経営判断に直接関与する立場にあ

り、かつ、当社の事業にも一定の知見を有していると認められ、また、本特別委員会の委員は、いずれの委員も当社及び公開買付者から独立性を有していることが確認され、本特別委員会の構成は、企業買収における行動指針の趣旨に沿うものと評価できること、(iii)本特別委員会は、本諮問事項を検討するために必要な経験及び知見を十分に備えているものと認められること、(iv)当社取締役会は、本特別委員会の委員に対して、その職務の対価として、本取引の成否にかかわらず固定報酬を支払うこととしており、成功報酬制は採用されておらず、本特別委員会に求められる役割を適切に果たすための報酬が本取引の成否と無関係に支払われる仕組みが採られていることから、各委員が時間的・労力的なコミットメントを十分に行うことが可能であり、かつ、本取引の成否から独立した立場で判断を行うための環境が整備されているものと認められること、(v)本特別委員会は、2025年3月21日より2026年3月30日までの間に合計37回にわたって特別委員会の会議を開催し、また、各会議日以外においても、電子メール等を通じて随時、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行ったほか、必要に応じて、本特別委員会並びにプルータス及びL B X法律事務所のみで会議を実施し、業務執行に関与する当社役職員の出席を伴わない体制の下で、本諮問事項に関する協議を行った経緯に照らせば、本諮問事項を検討するために必要な議論を尽くしたものと評価できること、(vi)本特別委員会は、当社によるKKRとの本取引の取引条件等（本合意書に定める内容を含む。）の交渉について、随時、当社又は当社のアドバイザーから報告を受けており、そのうえで、プルータスからの財務的見地に基づく助言及びL B X法律事務所からの法的見地に基づく助言も踏まえて審議・検討を行い、交渉方針に関して当社に指示・要請を行っており、本特別委員会の実質的な関与の下、一般株主にとって可能な限り有利な取引条件の実現を目指して合理的な努力が尽くされる体制が確保され、そのうえで真摯な交渉が行われたものと認められることを踏まえると、本特別委員会の設置及び本特別委員会における検討について公正であると認められる。

(イ) 初期的提案依頼プロセス及び本最終提案依頼プロセスの実施

当社は、(i)当社の企業価値及び株主利益の最大化に向けたあらゆる選択肢を比較及び検討することを目的として、初期的提案依頼プロセス及び本最終提案依頼プロセスを実施し、その過程において、当社との資本提携に関心を示した事業会社6社及びKKRを含むPEファンド10社を招聘しており、幅広い候補先から非公開化取引に関する提案を受ける機会を確保したものとイえること、(ii)当社及び本特別委員会は、株式価値評価額、公開買付価格、資金調達力及びその前提条件、本資本政策実施後の成長戦略、当社の財務健全性の維持を踏まえた財務戦略及びその支援体制、並びに競争法その他の適用法令に基づくクリアランス取得手続の確実性等の観点から、本非公開化策の実行に係る総合的な検討を進め、当社単独での本上場維持策についても慎重に検討を行い、本非公開化策との比較検討を重ねた結果、当社及び本特別委員会はKKRを最終候補者として選定したこと、(iii)法的拘束力のある提案を提出した候補者の中で、公開買付価格の水準についてKKRが提示した条件を上回る、すなわち当社の株主にとってより有利な条件を提示した候補者は存在しなかったことに照らせば、初期的提案依頼プロセス及び本最終提案依頼プロセスは適切に実施されたものと評価できる。

(ウ) 本事業計画の策定プロセス

本事業計画は、客観性及び透明性を確保した検討体制の下で策定された本中期経営計画を基礎として合理的に作成されたものであり、その策定プロセスは公正であると認められる。

(エ) 本特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの助言並びに株式価値算定書の取得

特別委員会は、プルータスが、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認しており、また、プルータスに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことから、プルータスからの財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書（プルータス）の取得は、

本取引に係る手続の公正性を担保するものとして相当であると認められる。

- (オ) 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの助言並びに株式価値算定書の取得

本特別委員会は、SMBC日興証券について、SMBC日興証券が、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認し、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認しており、また、SMBC日興証券に対する報酬には、本取引の成立を条件に支払われる成功報酬が含まれているものの、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等を勘案すれば、かかる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しており、本特別委員会としても、かかる判断につき合理性が認められると判断していることから、SMBC日興証券からの財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書（SMBC日興証券）の取得は、本取引に係る手続の公正性を担保するものとして相当であると認められる。

- (カ) 本特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、当社の一般株主の利益に十分に配慮したうえで本資本政策を検討する必要があることから、その独立性及び専門性・実績等を確認したうえで、本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーとしてLBX法律事務所を選任し、本取引における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容その他本取引に関する事項全般について法的助言を受けているところ、本特別委員会は、西村あさひ及びLBX法律事務所が、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認しており、また、LBX法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことを踏まえると、LBX法律事務所からの法的助言の取得は、本取引に係る手続の公正性を担保するものとして相当であると認められる。

- (キ) 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、2025年2月以降、KKRを含む6社のPEファンドより、取引スキーム、買収価格を含む、本非公開化策に係る法的拘束力を有しない意向表明書を受領したことから、より多角的な企業価値向上施策の検討を行うため、当社のリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、本取引における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容その他本取引に関する事項全般について法的助言を受けているところ、本特別委員会は、西村あさひについて、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認しており、また、本特別委員会は、西村あさひが、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認し、かつ、西村あさひに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことを踏まえると、西村あさひからの法的助言の取得は、本取引に係る手続の公正性を担保するものとして相当であると認められる。

- (ク) 当社における独立した検討体制の構築

本特別委員会は、下記「⑧ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり当社が社内にも構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含む。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認した。

- (ケ) KKRによるOasis、DIC及び光和との協議

本取引に係る交渉過程において、KKRは、当社との協議と並行して、Oasis、DIC及び光和との間でそれぞれ個別に協議・交渉を行っており、KKRによる説明に照らすと、各当事者が独立して交渉を行っていたものと認められ、その交渉過程において、一方当事者に特に有利な条件とな

るような交渉が行われた等の事情は見受けられなかった。具体的な交渉経緯について、KKRによれば、Oasis との関係では、公開買付価格その他の取引条件について複数回の提案及び再検討要請がなされており、また、DIC及び光和との関係においても、それぞれの税務上の取り扱い等を踏まえつつ、本自己株式取得価格その他の取引条件について複数回の提案及び再検討要請がなされたとのことであり、かかる交渉経緯を踏まえると、各当事者が自らの経済合理性に基づき独立して交渉を実施していたことがうかがわれ、本特別委員会としては、本取引における交渉過程は、独立当事者間において真摯に行われた公正なプロセスであったと評価できる。

(コ) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、KKRに加え、当社にとって望ましい株主となり得る投資家を選定することを目的として、初期的提案依頼プロセス及び本最終提案依頼プロセスを実施し、幅広く非公開化取引に関する提案を受ける機会を確保した。これにより、入札プロセスを通じた積極的なマーケット・チェックを実施し、競争環境が維持された状況の下で、企業価値の向上及び株主価値の最大化の観点から公開買付者を選定しており、公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会が確保されていると評価できる。

(サ) マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定をしないことが不合理とはいえないこと

本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限を設定していないとのことであるが、公開買付者及び当社において以下の措置が講じられていることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことであり、当社としても同様に判断しており、本特別委員会としても、これらの事情に加え、本公開買付価格が一定の合理性のある水準であると考えられること等を踏まえれば、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定をしないことが不合理であるとはいえないと評価できる。

(シ) 強圧性が生じないための配慮

公開買付者によれば、公開買付者プレスリリースにおいて、本公開買付けの決済完了後速やかに本株式併合を実施するとともに、本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を付議議案に含む当社の臨時株主総会の開催を当社に要請する予定であり、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、本株式併合に際して当社の株主に対価として交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該各株主（公開買付者、当社及び本不応募合意株主を除く。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることを明らかとしており、取引においては、当社の株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされているといえ、手続の公正性の確保に資する対応が取られていると認められる。

(ス) 一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

本プレスリリースは、本特別委員会における検討経緯及び交渉過程への関与状況、2026年3月31日付答申書の内容、本株式価値算定書（プルータス）及び本株式価値算定書（SMBC日興証券）の概要その他の関連情報、本取引の実施に至るプロセス並びに本取引を選択した背景及び目的その他の関連情報について、充実した記載がなされているものと認められ、本取引について、当社の株主に対し、十分な情報に基づき適切な判断を行うための機会が確保されているものと認められる。

ウ. 小括

以上を踏まえると、本公開買付価格は、当社の株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨する水準

にあるとまではいえないものの、(i) 本取引の目的が当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であると考えられること、(ii) 本公開買付価格、本自己株式取得価格、本取引のスキームその他の取引条件が、当社が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の判断に委ねる旨の決定を行うにあたり必要となる妥当性は満たされているものと考えられること、並びに (iii) 本取引に係る手続が公正なものであると考えられることを総合的に勘案すれば、本公開買付けを含む本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

⑤ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書

本特別委員会は、上記「(3) 算定に関する事項」の「② 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、本諮問事項について検討するに当たり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、プルータスに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2026年3月30日付で、本株式価値算定書（プルータス）を取得しております。本株式価値算定書（プルータス）の概要は、上記「(3) 算定に関する事項」の「② 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 当社株式に係る算定の概要」をご参照ください。

⑥ 本特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてLBX法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性、客観性及び合理性を確認するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、LBX法律事務所は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関する意見表明に関して重要な利害関係を有しておりません。LBX法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認

当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、SMB C日興証券から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書（SMB C日興証券）の内容並びに西村あさひから受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、2026年3月31日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引が当社の企業価値向上に資するかどうか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等について、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本日開催の当社取締役会において、当社の取締役6名（うち4名が独立社外取締役）の全員一致により、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

⑧ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR、KKRファンド、Oasis、本不応募合意株主及び当社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、2025年2月以降にKKRを含む複数のPEファンドより、取引スキーム、買収価格を含む、本非公開化策に係る法的拘束力を有しない意向表明書を受領して以来、独立性の認められる当社の役職員（当社の取締役で

ある齋藤齊氏を含みます。なお、当社の元取締役である佐藤英志氏については、同年6月21日の任期満了に伴い、当社の取締役を退任したため、検討体制より外れております。)のみで構成される検討体制を構築し、本特別委員会とともに、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程及び本事業計画の作成過程に関与してまいりました。

また、かかる取り扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその職務（本事業計画の作成等の高い独立性が求められる職務を含みます。）は西村あさひの助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

⑨ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

上記「① 複数の買い手候補先からの提案の受領と検討」に記載のとおり、当社は、KKRに加えて当社にとって望ましい株主となる投資家を選定することを目的として初期的提案依頼プロセス及び本最終提案依頼プロセスを実施し、幅広く非公開化取引の提案を受ける機会を確保することで、入札プロセスを通じた積極的なマーケット・チェックを実施しており、かつ、競争環境が維持された中で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から公開買付者を選定しております。また、当社は、本憶測報道を受けて、同日付で「一部報道に関するお知らせ」と題して、資本業務提携や特別目的会社を通じた非公開化などの各種提案を受けている中、本特別委員会を設置したことを開示しており、仮に初期的提案依頼プロセス及び本最終提案依頼プロセスに参加していなくても、当社の非公開化取引に関心のある投資家であれば、当社に対して関心を表明する機会と時間は十分に与えられていました。従って、公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は既に十分に確保されたものと考えております。

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意をしていないとのことです。また、本公開買付期間を原則21営業日（ただし、日本及び米国における休日の差異により、21営業日を超える日数とする可能性があるとのことです。）とすることを予定しているものの、本公開買付けの開始予定の公表から実際の本公開買付けの開始までに少なくとも6ヶ月程度を要することを見込んでいるため、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

⑩ 強圧性が生じないための配慮

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、(i) 本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を本株式併合に係る議案の可決が合理的に見込まれる水準に設定していること、そのうえで、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(ii) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式併合を行うこと、及び、本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(iii) 本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭の額は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者、当社及び本不応募合意株主を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(1) 本合意書

本公開買付けに際し、当社は、本日付で、公開買付者及び公開買付者親会社との間で本合意書を締結し、本合

意書において、(a) 当社並びに公開買付者及び公開買付者親会社による表明保証事項（注1）、(b) 当社の誓約事項（注2）、(c) 公開買付者及び公開買付者親会社の誓約事項（注3）、(d) 本合意書に基づく義務又は表明保証事項に違反した場合の補償義務、(e) 義務違反又は表明保証事項の違反がある場合、相手方に対し倒産手続開始の申立てがなされた場合、本公開買付けが2027年3月31日までに開始されなかった場合、本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けが成立せず終了した場合、本公開買付けが成立したにもかかわらず、本公開買付けの決済開始日から10営業日以内に本公開買付けの決済が完了しない場合を事由とする当社による解除、及び義務違反又は表明保証事項の違反がある場合、相手方に対し倒産手続開始の申立てがなされた場合を事由とする公開買付者による解除に係る条項、(f) 秘密保持義務、(g) 契約上の権利義務の譲渡禁止義務、(h) 本合意書における支配権の移転がないことの確認、(i) その他の一般条項を合意しております。

（注1）本合意書において、当社は、（1）必要な許認可等の取得・履践、並びに（2）競争法令等、経済制裁、資金洗浄防止法制、腐敗防止法制又は輸出管理法の遵守並びに遵守のための社内規則の策定及び当該規則の遵守、並びに政府関係者又は制裁対象者との違法な取引等の不存在について表明及び保証を行っています。公開買付者は、（1）設立及び存続の有効性、（2）本合意書の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに本合意書の締結及び履行に関して、法令等及び公開買付者の社内規則上必要とされる手続の履践、（3）本合意書の有効性及び強制執行可能性、（4）本合意書の締結及び履行についての法令等及び社内規則との抵触の不存在、（5）倒産手続等の不存在、並びに（6）反社会的勢力との取引・関与の不存在について表明及び保証を行っています。

（注2）本合意書において、大要、(a) 当社による表明保証事項への抵触に係る通知に関する事項、(b) 競争法令等、経済制裁、資金洗浄防止法制、腐敗防止法制又は輸出管理法の遵守並びに違反時の対応及び情報提供、(c) 従前の慣行に従った通常の業務の範囲内における業務遂行義務、(d) 株式報酬制度に関する誠実協議義務、(e) 本公開買付け成立後における公開買付者による情報アクセス要請に対する協力義務、(f) 資金調達に対する合理的な範囲での協力に係る努力義務、(g) 当社の本取引に必要な行為のための商業上合理的な範囲の実施義務、(h) 本クリアランスの取得を含む許認可等の取得手続に関する当社の情報提供その他の協力に関する努力義務が合意されております。

（注3）本合意書において、大要、(a) 公開買付者及び公開買付者親会社による表明保証事項への抵触に係る通知に関する事項、(b) 本合意書の合意解除の制限、(c) 本取引完了後における当社グループの経営に関する協議義務、(d) 原則として当社グループの従業員の雇用を維持する義務及び本取引完了後の当社グループの執行役員の報酬体系の条件の尊重、(e) 株式報酬制度に関する誠実協議義務、(f) 本取引完了後の当社グループの重要な顧客及び供給網に関する当社グループの方針の尊重及び重要な顧客との取引の変更又は終了に際しての協議義務、(g) 本取引完了後の当社グループの商号、ブランド等の尊重及び変更に際しての協議義務、(h) 本取引完了後の当社グループの研究開発及び設備投資に関する協議義務及び協議内容の尊重、(i) 本取引完了後の当社グループの生産拠点及び研究所の設置、閉鎖・統廃合、生産拠点の国外移管又は当社グループの生産拠点及び研究所を移転又は縮小する場合の協議義務及び協議内容の尊重、(j) 本取引完了後の当社グループの企業価値の向上及び毀損の防止の観点から重要な技術情報の漏洩等を回避するための体制整備その他の対応に関する協議義務及び協議内容の尊重、(k) 許認可等の取得手続に関する事前協議義務、(l) 公開買付者が当社株式の譲渡等を行う場合の協議義務及び協議内容の尊重が合意されております。

（2）本 Oasis 応募契約

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、Oasis との間で本 Oasis 応募契約を締結し、本 Oasis 応募契約において、以下の内容を合意しているとのことです。

- ① 本応募株主（Oasis）は、本公開買付けが開始された場合、その開始日から10営業日以内に本 Oasis 所有当社株式を本公開買付けに応募（以下「本応募」といいます。）し、また、本 Oasis 応募契約で定める場合を除き、本応募株主（Oasis）は、本応募後にかかる本応募を撤回せず、本応募により成立する当該株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。

- ② 本応募株主（Oasis）は、以下の事由が全て充足されていることを条件として、本応募を行う義務を履行すること。
- (i) 本公開買付けが、法その他の法令の定めに従い適法に開始され、撤回されていないこと。
 - (ii) (a) 本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属しておらず、また、(b) 本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと。
 - (iii) 本 Oasis 応募契約に基づき公開買付け者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること。
 - (iv) 公開買付け者による表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること。
 - (v) 当社から、当社に係る業務等に関する重要事実で当社が公表していないものが存在しない旨の確認が得られていること。
 - (vi) 本 Oasis 応募契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続について、クリアランスの取得（本クリアランスの取得を含みます。）が完了していること（ただし、事後届出となるインドネシアにおける競争法上のクリアランスの取得を除く。）。
 - (vii) 本 D I C 基本契約及び本光和基本契約が、適法かつ有効に締結されており、変更されておらず、かつ存続していること。
 - (viii) 公開買付け者が第三者と締結する本公開買付けの応募又は不応募に関する契約に定められる取引（本 D I C 基本契約及び本光和基本契約に定められる取引を含み、本公開買付けと並行して行われる所謂ディスカウント TOB、自己株式の取得その他の形態を問わない。）の結果として、当該第三者が保有する当社株式の対価として直接又は間接に交付される一株あたりの金銭その他の対価が本公開買付け価格を上回らないこと。
- ③ 本応募株主（Oasis）は、以下のいずれかに該当する場合、（ただし、(i) の場合、当該競合提案（以下に定義します。）が撤回されず、かつ優越提案（以下に定義します。）であり続ける場合に限る。）、本応募をする義務を負わず、既に本応募を行っている場合は本応募を撤回できるものとする。
- (i) 本 Oasis 応募契約締結日から、本公開買付けの満了日（本公開買付け期間が延長された場合、延長後の満了日。以下同じです。）までの期間中において以下の各条件がすべて充足されている場合。
 - (ア) (a) ① 第三者により公開買付けが開始又は予告開示（許認可等による制約を理由に将来の一定時期に公開買付けを行う旨の真摯な予告開示に限ります。）がされたこと、又は② 本応募株主（Oasis）が、本 Oasis 所有当社株式の全部を取得する旨の法的拘束力のある具体的かつ実現可能性のある真摯な提案（取引方法及びその法的形式を問わず、当社への資本注入と当社による自己株式取得を組み合わせるなどして間接的に本 Oasis 所有当社株式を取得するスキーム等による提案も含みます。）を受けたこと（①の提案は当社の非公開化を目的とするものに限り、②の提案はそれに限られず、①及び②を併せて「競合提案」といいます。）。
 - (b) (a) ① の場合及び (a) ② の場合で当社の非公開化を目的とするものについては、当該競合提案における当社普通株式 1 株あたりの買付価格又は買収価格（以下「競合価格」といいます。）が、本公開買付け価格を 3% 以上上回り、かつその状態を維持している競合提案であること。
 - (c) (a) ② の場合で当社の非公開化を目的としないものについては、競合価格が本公開買付け価格を 20% 以上上回り、かつその状態を維持している競合提案であること（(b) 又は (c) の場合における競合提案を、それぞれ「優越提案」といいます。）。
 - (イ) 優越提案が公表された場合、又は Oasis が優越提案を個別に受領後、速やかにその提案条件の概要を記載した書面（以下「優越提案通知」といいます。）を公開買付け者に対して交付し、公開買付け者との間で誠実に協議を行うこと。
 - (ウ) 本応募株主（Oasis）が、上記（イ）に定める協議も踏まえ、競合価格その他の優越提案に係る取引条件、優越提案者の属性、取引実行の確実性その他の事情を勘案した上で、本応募に応じない方が本応募株主（Oasis）にとって有利であると判断し、本公開買付けの満了日の 5 営業日前

までに、公開買付者に対して、その旨を書面により通知したこと（当該書面通知においては、当該判断に係る理由を合理的な範囲で記載する。）。

(エ) 公開買付者が上記(ウ)の通知を Oasis から受領した日から起算して5営業日が経過する日又は本公開買付けの満了日の1営業日前のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付け価格を競合価格以上となる価格に変更しないこと。

(オ) 本応募株主 (Oasis) に本 Oasis 応募契約の義務及び法令等の違反がないこと。

(カ) 本応募株主 (Oasis) が当該優越提案に応じないことが、本応募株主 (Oasis) 又は OMC が当事者となる契約若しくは適用のある法令等上の義務に違反する可能性が高い又は Oasis の受託者責任の観点から不適当な可能性が高いと Oasis が合理的に判断すること。

(ii) 本 D I C 基本契約及び本光和基本契約の全部又は一部が解除された場合。

(iii) 本公開買付けの開始後に、当社の市場株価の終値又は売買高加重平均価格のいずれか高い方（以下「指標価格」といいます。）が、10営業日連続して本公開買付け価格に1.2を乗じた額（以下「基準価格」といいます。）を上回った場合。

(iv) 前号の規定に関わらず、本公開買付け期間の最終日の前々営業日において3営業日連続して指標価格が基準価格を上回っており、同日時点で前号に定める10営業日が経過していない場合で、公開買付者が本公開買付け期間の最終日の前営業日の日本時間正午までに、基準価格が指標価格を上回る事となる本公開買付け価格の変更その他の本公開買付け期間の延長を伴う訂正公開買付け届出書を公表しない場合。

(v) 本公開買付けが2027年3月末までに開始されない場合。

(vi) D I C 又は光和が本 D I C 基本契約又は本光和基本契約に基づき、いわゆるフィデューシャリーアウト条項又は類似する条項によって、当社の非公開化に協力する義務を負わなくなった場合。

- ④ Oasis は、本 Oasis 応募契約の締結日から、本公開買付けに係る決済完了時までの間、直接又は間接に、
- (a) 本 Oasis 所有当社株式に関する譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分（本公開買付け以外の公開買付けに応募することを含みます。）及び当社の株式等の取得その他本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらのおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。ただし、本応募株主 (Oasis) 間で行われる譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分はこれには含みません。）を行ってはならず、また、(b) これらの行為に関連して、第三者に対する情報提供（当社グループに関する情報を提供することを含みます。）、提案、申込み若しくは勧誘を行い、又は第三者との協議、交渉若しくは合意を行わないこと。また、第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案条件の概要を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。ただし、本応募株主 (Oasis) が、本 Oasis 所有当社株式の全部を取得する又は当社を非公開化する旨の法的拘束力を有しない具体的かつ実現可能性のある真摯な提案（取引方法及びその法的形式を問わず、当社への資本注入と当社による自己株式取得を組み合わせるなどして間接的に本 Oasis 所有当社株式を取得するスキーム等による提案も含むが、当社の非公開化を目的とするものに限ります。）を受けた場合、Oasis は、当該提案を行った者との間で、法的拘束力のある提案の受領に向けた協議を行うことはできるものとする。

その他、本 Oasis 応募契約においては、(a) 本公開買付けの条件に係る事項、(b) 本前提条件（本 Oasis 応募契約）、(c) 公開買付者及び Oasis による表明保証事項（注）、(d) 本取引の実施のために必要となる手続を履践する義務、(e) Oasis が本公開買付けの決済完了時までの間、当社をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内においてその業務を行わせることに係る努力義務、(f) Oasis が本公開買付けの決済完了時までの間、公開買付者の事前の書面による承諾を得ることなく、当社株式に係る株主権を行使しない義務（ただし、本 Oasis 応募契約の規定に違反しない場合を除きます。）、及び、本公開買付けの開始後、本公開買付けの決済完了時より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が本公開買付けの決済が完了し公開買付者が本 Oasis 所有当社株式の全てを取得した後に開催される場合、公開買付者の指示に従って議決権行使を行うか、又は公開買付者又はそ

の指定する者に対して代理権を付与しそれを撤回しない義務、(g) Oasis が、本公開買付けの買付価額を、経済制裁、資金洗浄防止法制又は腐敗防止法制に違反する用途には用いず、また、経済制裁対象者に対し、又は経済制裁対象者の利益のために、あるいは経済制裁に違反して、本公開買付けの買付価額を移転しないことの同意、(h) OMC 及び公開買付者による、本 Oasis 応募契約に基づく義務又は表明保証事項に違反した場合の補償義務、(i) 自らに発生する公租公課及び費用の負担義務、(j) 秘密保持義務、(k) 契約上の権利義務の譲渡禁止義務、(l) OMC は、本応募株主 (Oasis) をして本 Oasis 応募契約上の義務を履行又は遵守させる義務を負うこと、並びに、(m) 義務違反又は表明保証事項の違反がある場合、相手方に対し倒産手続開始の申立てがなされた場合、自らの責に帰すべからざる事由により本公開買付けが 2027 年 3 月 31 日までに開始されなかった場合を事由とする公開買付者又は Oasis による解除に係る条項、その他の一般条項を合意しているとのことです。

(注) 本 Oasis 応募契約において、Oasis は、(1) 設立及び存続の有効性、(2) 本 Oasis 応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに本 Oasis 応募契約の締結及び履行に関して、法令等及び Oasis の内部規則上必要とされる手続の履践、(3) 本 Oasis 応募契約の有効性及び強制執行可能性、(4) 本 Oasis 応募契約の締結及び履行についての法令等及び社内規則並びに司法・行政機関等の判断等との抵触の不存在、並びに経済制裁対象者等の非該当及び経済制裁違反の不存在、(5) 本 Oasis 応募契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続の取得又は履践、(6) 反社会的勢力との取引・関与の不存在、並びに、(7) 本 Oasis 所有当社株式の適法かつ有効な所有及び本公開買付けへの応募権限に関する事項の表明及び保証を行っているとのことです。公開買付者は、(1) 設立及び存続の有効性、(2) 本 Oasis 応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに本 Oasis 応募契約の締結及び履行に関して、法令等及び公開買付者の内部規則上必要とされる手続の履践、(3) 本 Oasis 応募契約の有効性及び強制執行可能性、(4) 本 Oasis 応募契約の締結及び履行についての法令等及び社内規則並びに司法・行政機関等の判断等との抵触の不存在、(5) 本 Oasis 応募契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続の取得又は履践、並びに (6) 反社会的勢力との取引・関与の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

なお、本 Oasis 応募契約を除いて、公開買付者と Oasis との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払以外に、本取引に関して公開買付者から Oasis に対して供与される利益はないとのことです。

(3) 本 D I C 基本契約

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、D I C との間で本 D I C 基本契約を締結し、本 D I C 基本契約において、以下の内容を合意しているとのことです。

- ① D I C は、本 D I C 所有当社株式について、本公開買付けに応募しないこと。
- ② D I C は、本日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、競合取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、D I C が本日において締結している契約等に抵触しない限り、速やかに (3 営業日以内に)、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。
- ③ D I C は、本公開買付期間の満了までに、公開買付者以外の第三者 (以下「対抗提案者 (D I C)」といいます。) から、(i) 本公開買付価格を 3% 以上上回る価格であり、かつ、(ii) D I C が本取引に応じた場合に受領することとなる税引き後の手取り額を 3% 以上上回る金額に相当する価格により、本 D I C 所有当社株式の全てを取得する旨の、法的拘束力のある具体的かつ実現可能性のある提案又は公表 (許認可等による制約を理由に将来の一定時期に当該取引を行う旨の真摯な公表に限ります。) (ただし、当該提案又は公表のいずれについても、D I C が上記②に違反することなく行われた場合に限り、かつ、金銭対価による当社の非公開化を目的とするものに限り、以下「対抗提案 (D I C)」といいます。) が行われた場合には、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本自己株式取得価額総額 (D I C) の引上げに

- 関する協議を申し入れることができ、この場合、D I C及び公開買付者は対応につき誠実に協議すること。
- ④ D I Cが、上記③の協議を踏まえ、対抗提案（D I C）に係る取得対価その他の取引条件、対抗提案者（D I C）の属性、取引実行の確実性その他の事情を勘案した上で、本取引と比較して、対抗提案（D I C）に応じる方がD I Cにとって有利であると判断した場合には、D I Cは、本公開買付期間の末日の5営業日前までの間、公開買付者に対し、その旨を書面により通知することができること（当該書面通知においては、当該判断に係る理由を実務上合理的な範囲で記載することを要すること）。
 - ⑤ D I Cは、(i) (a) 公開買付者が、当該書面通知を受領した日から起算して5営業日を経過する日又は本公開買付期間の末日の前営業日のうちいずれか早い方の日までに、D I Cが本取引に応じた場合に受領することとなる税引き後の手取り額の総額が、D I Cが対抗提案（D I C）その他の対抗提案者（D I C）が実施する付随する取引に応じた場合に受領することとなる取得対価に相当する金額（税引き後の手取り額）の総額以上となるように本取引の条件を変更しない場合、かつ、(b) D I Cに本D I C基本契約の義務の違反がない場合、又は(ii) (a) D I Cが対抗提案（D I C）に応じないことがD I Cの取締役の善管注意義務に違反する可能性が高いと客観的かつ合理的に認められる場合、かつ、(b) D I Cに本D I C基本契約の義務の違反がない場合には、対抗提案（D I C）に応じること（D I Cが、対抗提案（D I C）を行った者との間で、対抗提案（D I C）に関連して、情報提供、協議、交渉又は合意を行うこと並びにその他本公開買付けの実行に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする行為を行うこと）を含まず、）ができること。
 - ⑥ D I Cは、上記②乃至⑤を遵守する限りにおいて、損害賠償、違約金その他名目を問わず何らの金銭の支払いをすることなく、かつ、何らの義務、負担若しくは条件を課されることなく、対抗提案（D I C）に応じることができること。
 - ⑦ (i) 本公開買付けの結果、公開買付者が当社株式の全てを買い付けることができなかつた場合、公開買付者及びD I Cは、本公開買付けの成立を条件として、当社に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること、(ii) 本スクイズ・アウト効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、D I C及び公開買付者が別途合意する日に、当社をして、本減資等その他本自己株式取得を実施するために必要となる分配可能額の確保及び本自己株式取得のために必要となる資金の確保を目的として公開買付者が合理的に求める事項を実施させること、(iii) D I C及び公開買付者が別途合意する日に（ただし、本減資等が行われる場合には本減資等の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、）、D I Cは、本自己株式取得により、本自己株式取得価額総額（D I C）（82,643,682,400円。なお、本D I C基本契約の締結日後に本自己株式取得価額総額（D I C）が引き上げられた場合には、当該引上げ後の金額を本自己株式取得価額総額（D I C）とします。）を対価として、本スクイズ・アウト手続の効力発生直後においてD I Cが保有する本D I C所有当社株式の全てを当社に対して譲渡すること、(iv) 公開買付者は、本公開買付価格を引き上げた場合には、本スクイズ・アウト手続及び本自己株式取得によって本日現在想定されているD I Cに対して交付される金銭に係る税引後手取り額の総額が、引き上げられる前の本公開買付価格を前提として本D I C所有当社株式の全てを本公開買付けに応募することによってD I Cに対して交付される金銭に係る税引後手取り額に占める割合を下回らないようにするために本自己株式取得価額総額（D I C）を引き上げること。

その他、本D I C基本契約において、(a) 本公開買付けの条件に係る事項、(b) 本前提条件（本D I C基本契約）、(c) 公開買付者及びD I Cによる表明保証事項（注）、(d) 本取引の実施のために必要となる手続を履践する義務（公開買付者が、本D I C基本契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続について、クリアランスを取得（本クリアランスの取得を含みます。）することに係る努力義務を含みます。）、(e) D I Cが、当社の株主としての権利に基づく限りにおいて、本自己株式取得の実行時までの間、当社をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内においてその業務を行わせることに係る努力義務、(f) D I Cが、本自己株式取得の実行までの間、上記⑤で許容される場合を除き、本D I C所有当社株式の譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分及び当社の株式等の取得を行わない義務、(g) D I Cが、本スクイズ・アウト手続の完了日までの

間、当社株式に係る株主権を行使しない義務、及び、本スクイーズ・アウト手続の完了日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、公開買付者との間で指示に従って議決権その他の権利の行使について誠実に協議する義務、(h) 資金調達への協力義務、(i) 本D I C基本契約に基づく義務又は表明保証事項に違反した場合の補償義務、(j) 自らに発生する公租公課及び費用の負担義務、(k) 秘密保持義務、(l) 契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに、(m) 義務違反又は表明保証事項の違反がある場合、相手方に対し倒産手続開始の申立てがなされた場合、自らの責に帰すべからざる事由により本公開買付けが2027年3月31日までに開始されなかった場合を事由とする公開買付者又はD I Cによる解除に係る条項、(n) その他の一般条項を合意しているとのことです。

(注) 本D I C基本契約において、D I Cは、(1) 設立及び存続の有効性、(2) 本D I C基本契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに本D I C基本契約の締結及び履行に関して、法令等及びD I Cの内部規則上必要とされる手続の履践、(3) 本D I C基本契約の有効性及び強制執行可能性、(4) 本D I C基本契約の締結及び履行についての法令等及び社内規則並びに司法・行政機関等の判断等との抵触の不存在、(5) 本D I C基本契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続の取得又は履践、(6) 反社会的勢力との取引・関与の不存在、並びに(7) 本D I C所有当社株式の適法かつ有効な所有について表明及び保証を行っているとのことです。公開買付者は、(1) 設立及び存続の有効性、(2) 本D I C基本契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに本D I C基本契約の締結及び履行に関して、法令等及び公開買付者の内部規則上必要とされる手続の履践、(3) 本D I C基本契約の有効性及び強制執行可能性、(4) 本D I C基本契約の締結及び履行についての法令等及び社内規則並びに司法・行政機関等の判断等との抵触の不存在、(5) 本D I C基本契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続の取得又は履践、並びに(6) 反社会的勢力との取引・関与の不存在、並びに(7) 本公開買付けに係る資金調達の見込みについて表明及び保証を行っているとのことです。

なお、本D I C基本契約を除いて、公開買付者とD I Cとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本自己株式取得価格(D I C)の支払以外に、本取引に関して公開買付者からD I Cに対して供与される利益はないとのことです。

(4) 本光和基本契約

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、光和との間で本光和基本契約を締結し、本光和基本契約において、以下の内容を合意しているとのことです。

- ① 光和は、本光和所有当社株式の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。
- ② 光和は、本日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、直接又は間接に、競合取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに(3営業日以内に)、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。
- ③ 本公開買付期間の満了までに、公開買付者以外の第三者(以下「対抗提案者(光和)」といいます。)が本公開買付価格を10%以上上回る買付価格による当社株式(自己株式を除きます。)の全てを対象とする当社の非公開化を目的とした公開買付け(ただし、当該公開買付けは、買付予定数の上限が設定されていないものであることを要するものとし、以下「対抗公開買付け(光和)」といいます。)が開始された場合には、光和は、公開買付者に対して、協議を申し入れることができ、この場合、光和及び公開買付者は対応につき誠実に協議すること。
- ④ 光和が、上記③の協議を踏まえ、対抗公開買付け(光和)に係る買付価格その他の取引条件、対抗提案者(光和)の属性、対抗公開買付け(光和)後の経営方針、取引実行の確実性その他の事情を勘案したうえで、本取引と比較して、対抗公開買付け(光和)の方が当社の企業価値向上により資するものであると判断した場合には、光和は、本公開買付期間の末日の10営業日前までの間、公開買付者に対し、そ

の旨を書面により通知することができること（当該書面通知においては、当該判断に係る理由を合理的な範囲で記載することを要すること）。

- ⑤ 光和は、(a)公開買付者が、当該書面通知を受領した日から起算して 10 営業日を経過する日又は本公開買付期間の末日の前営業日のうちいずれか早い方の日までに、光和が本取引に応じた場合に受領することとなる税引き後の手取り額の総額が、光和が対抗公開買付け（光和）その他の対抗提案者（光和）が実施する付随する取引に応じた場合に受領することとなる税引き後の手取り額の総額以上となるように本取引の条件を変更しない場合、かつ、(b) 光和に本光和基本契約及び法令等の義務の違反がない場合には、対抗公開買付け（光和）に応じることができること。
- ⑥ (i) 本公開買付けの結果、公開買付者が当社株式の全てを買い付けることができなかった場合、公開買付者及び光和は、本公開買付けの成立を条件として、当社に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること、(ii) 本スクイズ・アウト効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、光和及び公開買付者が別途合意する日に、本光和再出資のため必要となる手続（公開買付者が指定する者及び光和の間の別途合意する内容の株主間契約の締結を含みます。）を行うとともに、当社をして、本減資等その他本自己株式取得を実施するために必要となる分配可能額の確保及び本自己株式取得のために必要となる資金の確保を目的として公開買付者が合理的に求める事項を実施させること、(iii) 光和及び公開買付者が別途合意する日に（ただし、本減資等が行われる場合には本減資等の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、）、光和は、本自己株式取得により、本自己株式取得価額総額（光和）(24,678,662,400 円)を対価として、本スクイズ・アウト手続の効力発生日直後において光和が保有する本光和所有当社株式の全てを当社に対して譲渡すること。

その他、本光和基本契約において、(a) 本公開買付けの条件に係る事項、(b) 本前提条件（本光和基本契約）、(c) 公開買付者及び光和による表明保証事項（注 1）、(d) 本取引の実施のために必要となる手続を履践する義務、(e) 光和が、本自己株式取得の実行時までの間、当社をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内においてその業務を行わせることに係る努力義務、(f) 光和が、本自己株式取得の実行までの間、上記⑤で許容される場合を除き、本光和所有当社株式の譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分及び当社の株式等の取得を行わない義務、(g) 光和が、本スクイズ・アウト手続の完了日までの間、当社株式に係る株主権を行使しない義務、及び、本スクイズ・アウト手続の完了日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、公開買付者の指示に従って議決権行使を行う義務、(h) 光和が、本自己株式取得価額総額（光和）を、経済制裁、資金洗浄防止法制又は腐敗防止法制に違反する用途には用いず、また、経済制裁対象者に対し、又は経済制裁対象者の利益のために、あるいは経済制裁に違反して、本自己株式取得価額総額（光和）を移転しないことの同意、(i) 資金調達への協力義務、(j) 本光和基本契約に基づく義務又は表明保証事項に違反した場合の補償義務、及び光和が上記①の不应募義務に違反した場合の違約金（注 2）、(k) 自らに発生する公租公課及び費用の負担義務、(l) 秘密保持義務、(m) 契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに、(n) 義務違反又は表明保証事項の違反がある場合、相手方に対し倒産手続開始の申立てがなされた場合、自らの責に帰すべからざる事由により本公開買付けが 2027 年 3 月 31 日までに開始されなかった場合を事由とする公開買付者又は光和による解除に係る条項、その他の一般条項を合意しているとのことです。

（注 1）本光和基本契約において、光和は、(1) 設立及び存続の有効性、(2) 本光和基本契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに本光和基本契約の締結及び履行に関して、法令等及び光和の内部規則上必要とされる手続の履践、(3) 本光和基本契約の有効性及び強制執行可能性、(4) 本光和基本契約の締結及び履行についての法令等及び社内規則並びに司法・行政機関等の判断等との抵触の不存在、(5) 本光和基本契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続の取得又は履践、(6) 当社株式に関する事項、(7) 反社会的勢力との取引・関与の不存在、(8) 本光和所有当社株式の適法かつ有効な所有、並びに (9) 経済制裁対象者又は政府関係者との取引等の不存在、及び、経済制裁、資金洗浄防止法制又は腐敗防止法制の遵守について表明及び保証を行っているとのことです。公開買付者は、(1) 設立及び存続の有効性、(2) 本光和基本契約の締結及び履行に必要な権限及び権能

の存在並びに本光和基本契約の締結及び履行に関して、法令等及び公開買付者の内部規則上必要とされる手続の履践、(3) 本光和基本契約の有効性及び強制執行可能性、(4) 本光和基本契約の締結及び履行についての法令等及び社内規則並びに司法・行政機関等の判断等との抵触の不存在、(5) 本光和基本契約の締結及び履行に必要な許認可等及びその他法令等に基づく手続の取得又は履践、並びに(6) 反社会的勢力との取引・関与の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

(注2) 本光和基本契約において、光和は、上記①の義務に違反して、本公開買付けに対し、本光和所有当社株式の一部又は全部を応募した場合は、光和は、違約金として、公開買付者に対し、光和が本公開買付けに応募した当社株式の数に本公開買付価格を乗じた金額を支払う義務を負うものとされているとのことです。

なお、本光和基本契約を除いて、公開買付者と光和との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本自己株式取得価額総額（光和）の支払以外に、本取引に関して公開買付者から光和に対して供与される利益はないとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(iii) 本公開買付け及び本取引後の経営方針」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

なお、当社の2017年1月25日付「D I C株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、当社は、D I Cとの間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行ってまいりましたところ、本自己株式取得により当社が本D I C所有当社株式を取得することによって、同社との本資本業務提携契約は終了し、本資本業務提携が解消されることとなりますが、当社とD I Cは、今後も良好な取引関係を従前どおり継続してまいります。

10. その他

(1) 「2026年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

当社は、2026年2月4日付で当社決算短信を公表しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(2) 「2026年3月期期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

当社は、本日開催の当社取締役会において、2026年3月期の期末配当予想を修正し、2026年3月期の期末配

当を行わないことを決議いたしました。詳細につきましては、当社が本日公表した「2026年3月期期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

（参考）本公開買付け等の概要（別添）

本公開買付けの概要につきましては、公開買付者が本日公表した「太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいたうえで、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である当社の普通株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条（e）項又は第14条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5（b）の要件に従い、当社の普通株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの発表から、本公開買付期間中にも、本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、当社は適用ある法令の手続に従い本公開買付けの発表から、本公開買付期間中にも、自己の株式を買い取る可能性があります。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、適用ある法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。